参考資料

平成21年9月18日 総務省総合通信基盤局 料金サービス課

指定電気通信設備制度創設の背景・趣旨

第一種指定電気通信設備制度(97年事業法改正)

背景(96年答申)

- ■電気通信事業法の制定(84年)により創設された接続制度は、接続を義務として規定せず、事業者間協議を前提としていた。
- ■サービスの多様化が進む中で、フレームリレー サービスや仮想専用網(VPN)サービスのような 新サービスの提供を巡って接続協議が難航し、ま た接続料の対象となる費用範囲についても継続 的に協議が行われるなど、事業者間協議を前提 とする制度は必ずしも有効に機能しない状況。

制度趣旨(96年答申)

- ■電気通信サービスの利用者は、加入者回線で事業者のネットワークとつながっており、最終的には加入 者回線を経由しなければ、当該利用者にはつながらない構造となっているため、加入者回線を有する事 業者は、利用者に対する他事業者からのアクセスを独占している状況。
- ■このように、加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワークへの接続は、他事業者の事業展開 上不可欠であり、利用者の利便性の確保からも、当該ネットワークの利用の確保が不可欠。
- ■しかし、相当規模の加入者回線を有する事業者は、接続協議において圧倒的に優位に立ち得ることから、 事業者間協議により合理的な条件に合意することが期待しにくい構造。
- ■したがって、当該ネットワークへの透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保することにより、 競争を促進し、かつ、利用者利便の増進を図るため、一般的な接続ルールに加えて、特別な接続ルール として、(第一種)指定電気通信設備制度の創設が必要。

第二種指定電気通信設備制度(01年事業法改正)

背景(96年答申)

■移動体通信事業者は、①基地局間又は基地局 と交換局間の伝送路を有していないこと、②移動 体通信事業者が扱う通信のほとんどは固定通信 事業者との間のものであり、固定通信事業者の 依存が高いことから、指定電気通信設備の対象 は、当面固定通信事業者に限り、指定電気通信 設備の定義は、接続ルールの見直し時に実態を 踏まえて見直すことが適当。

制度趣旨(00年答申)

- ■移動体通信市場で市場支配力を有すると認定された事業者は、多数の加入者を直接収容するため、他事業者は当該事業者との接続を行わなければ、多数の加入者との間で通信を行えないことになるので、当該事業者の設定する接続条件如何によっては市場に参入し、サービスを継続すること自体が困難となる。
- 当該事業者は、接続事業者との相対関係において強い交渉力を有することになり、交渉上の優位性によって不 当な差別的取扱いや原価を上回る接続料が設定されると、接続事業者は市場から容易に排除される可能性。
- ■また、一方の側で多数の加入者を収容していないために接続交渉の迅速化のインセンティブが他方の側 にしか働かないような状況では交渉自体がともすると遅延し、市場の参入に支障を来す可能性。
- ■このような市場からの排除がないようにするための最低限の担保措置として、接続料を含む接続条件に 関して透明性をより確保することを基本としたルールとして第二種指定電気通信設備制度の創設が必要。

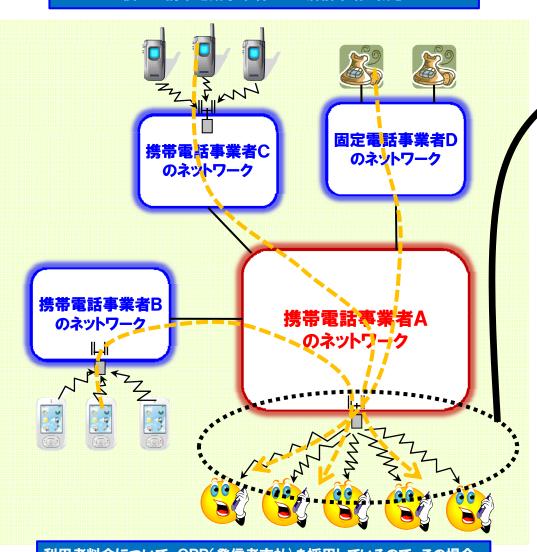
移動体通信事業者の設備 にボトルネック性がないと された理由(00年答申)

- ①移動体通信市場においては、固定網と異なり、電気通信設備を設置する事業者が地域単位に3以上存在すること
- ②固定網とは異なり、複数の移動体通信事業者が、**加入者回線を含め自ら設備を構築**しており、かつその設備が**各社遜色なく、全国にエリア拡大**されており、加入者回線を含めたネットワークの代替性が存在していること
- ③移動体通信事業者の加入者や、その扱う通信量が移動体間の通信も含めて増えているが、それでも<mark>移動体間の通信は全体の5分の1以下</mark> (99年度)にとどまっており、また、**固定網が各家庭や事業所への最終通信手段(ラストリゾート)となっているのに対して、移動体網は主として** 個人単位でのオプショナルな通信手段として普及拡大しており、単純な量的な拡がりでみられるよりも移動体のボトルネック性は弱いこと

EUにおける「着信ボトルネック規制」

■欧州各国では、携帯電話の着信市場については、すべての携帯電話事業者がSMP事業者に指定され、接続規律等が課されている。

個々の携帯電話事業者ごとに着信市場を観念



利用者料金について、CPP(発信者支払)を採用しているので、この場合、 携帯電話事業者B等は、Aに対して接続料を支払うことが必要となる 携帯電話事業者Aのユーザに対する着信市場は、 携帯電話事業者Aが独占(市場シェア100%)

1

携帯電話事業者AをSMP事業者に指定

「着信ボトルネック規制」の考え方

- ■電話の着信サービスは、着信者の属するネットワーク事業者 のみにより提供されるため、供給の代替性等が存在しない。 このため、各事業者は、自網への着信呼について独占的な地 位を有することになる。
- ■加えて、CPP(発信者支払)を採用しているので、着信網の接続料は、ユーザ料金に転嫁される形で発信者が負担する。 このため、着信網の事業者は、自網の接続料について無関心となり、接続料を改定するインセンティブを(ほとんど)持たない。
- ■結果として、対抗する購買力が存在しない中で、事前規制に 必要とされる基準に通常合致することになり、着信側事業者 は、SMP事業者に指定される。

**Draft COMMISION STAFF WORKING DOCUMENT EXPLANATORY NOTE Accompanying document to the COMMISION RECOMMENDATION OF on the Regulatory Treatment of Fixed and Mobile Termination Rates in the EU(2008)

上記の考え方に基づき、EU各国では、個々の携帯電話事業者 について、当該事業者の着信市場にそれぞれ市場支配力を認め、 全携帯電話事業者をSMP事業者に指定している

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠

設備の不可欠性(ボトルネック性)

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力・優位性

指定要件

都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること

NTT東西を指定(98年)

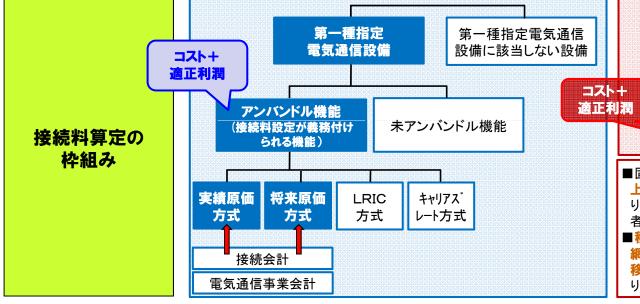
業務区域ごとに 25%超のシェアを占める端末設備を有すること

NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)・沖縄セルラー(02年)を指定

接続関連規制

- ■接続約款(接続料・接続条件)の認可制
- ■接続会計の整理義務(電気通信事業会計の整理義務)
- ■網機能提供計画の届出・公表義務

■接続約款(接続料・接続条件)の届出制



- ■固定網とは異なり、電気通信設備を設置する事業者が地域単位に3以上存在し、また当該事業者が、加入者回線を含め自ら設備を構築しており、かつその設備が各社遜色なく、全国にエリア拡大されており、加入者回線を含めたネットワークの代替性が存在していること
- ■移動体間の通信は全体の5分の1以下(99年度)にとどまっており、また、固定網が各家庭や事業所への最終通信手段(ラストリゾート)となっているのに対して、移動体網は主として個人単位でのオプショナルな通信手段として普及拡大しており、単純な量的な拡がりでみられるよりも移動体のボトルネック性は弱いこと

アンバンドル機能について

- ■電話のような双方向通信では、ネットワークを相互に接続した上で、それぞれの事業者が自網発通信にエンドエンド料金を設定して(接続料を互いに支払って)サービス提供をすることが基本となるため、電話に係る機能については、指定電気通信事業者にも接続料を設定する誘因が働きやすいと考えられる。
- ■他方、加入光ファイバなど、指定電気通信事業者が接続事業者に対し一方的に貸し、接続事業者が指定電気通信事業者から一方的に借りる関係になる機能については、電話に係る機能に比べると、接続料を設定する誘因が働きにくいと考えられる。
- ■二種指定制度でも、交渉力の不均衡を是正し、円滑な接続を確保する観点から、モバイル市場の特性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けることが必要と考えられる。

接続料を互いに支払うサービスに係る機能の例 (☞互いに利用者料金を設定するサービス)

接続事業者のみが接続料を支払うサービスに係る機能の例 (☞ 接続事業者のみが利用者料金を設定するサービス)

比較的働きやすい

接続料を設定する誘因

比較的働きにくい

固定通信

<ひかり電話>

- ■IGS接続機能(ひかり電話網・NGN)
- ■中継局接続機能(NGN)
- <固定電話>
- ■IC接続機能(PSTN)⇒※当初は、接続事業者(長距離事業者)
- ■GC接続機能(PSTN)

<アクセス回線>

- ■ラインシェアリング、ドライカッパ、加入光ファイバ
- <装置類>
- ■メディアコンバータ、局内スプリッタ、OLT
- <中継伝送・交換機能>
- ■収容局接続機能(地域IP網·NGN)

移動通信

■音声通話機能(NTTドコモ・KDDI)

逆ざや問題、ビル&キープ方式

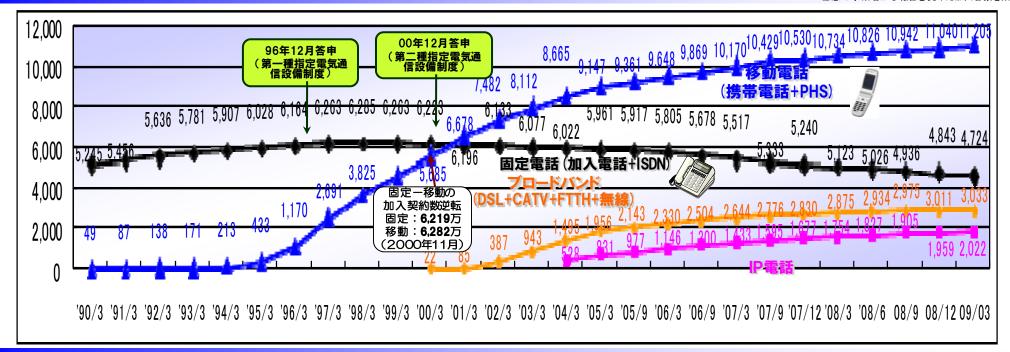
日本通信とNTTドコモの間の 紛争事案に係る機能 (07.11 総務大臣裁定)

■直収パケット接続機能(NTTドコモ)

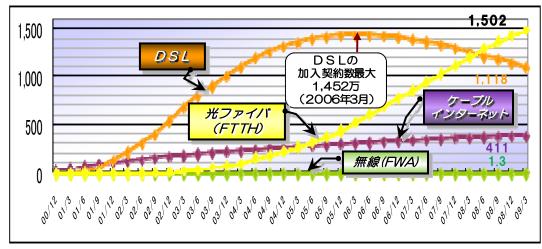
アンバンドルの問題

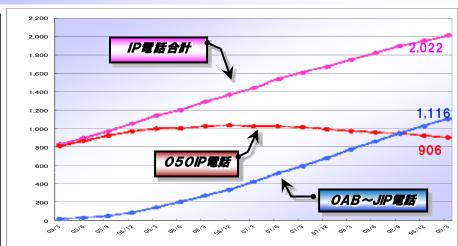
■各種サービスの加入契約数の推移(09.03末現在、単位:万契約)

注:04年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。



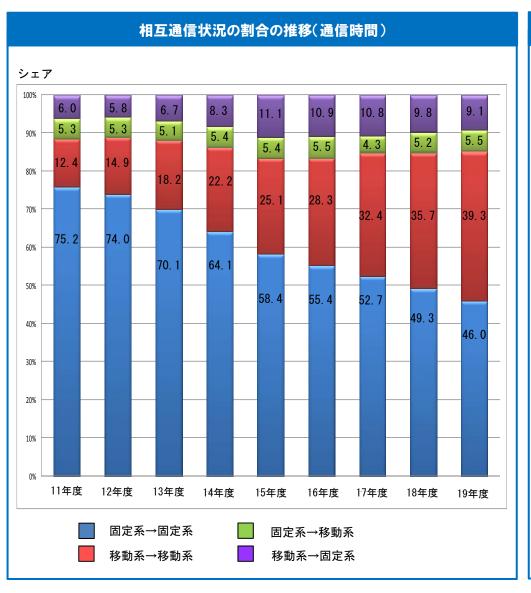
■ブロードバンド・IP電話加入契約数の推移(09.03末現在、単位:万契約)

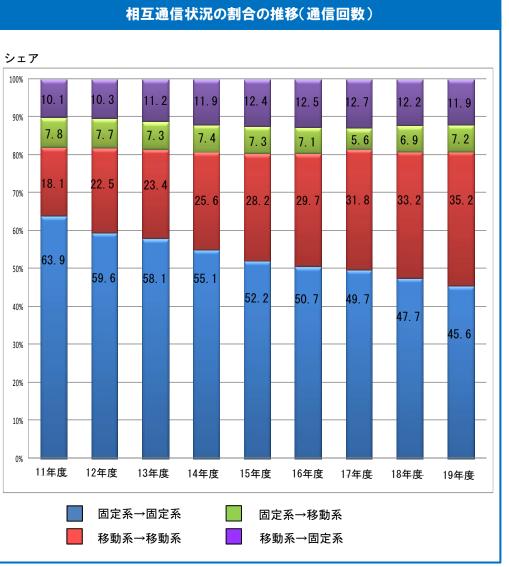




相互通信状況の割合の推移

■主流であった固定系→固定系の通信に代わり、移動系による発着信の割合が通信時間、通信回数ともに増加傾向にある。





移動体通信事業者間の紛争事案

1. 事案の概要

■ **日本通信**は、**NTTドコモ**との相互接続によりMVNO事業を行うことを希望し、協議を実施してきたが、事業者間協議が調わないことから、平成19年7月9日、**総務大臣に対して相互接続に係る裁定を申請**。

2. 主な争点

- 料金設定の在り方 日本通信は「エンドエンド」料金設定を希望。
- 接続料水準 日本通信は帯域幅課金を希望。
- 接続等に係る開発費用

3. 裁定の概要

| 裁定申請事項 | 日本通信の主張 平成19年7月9日裁定申請 | NTTドコモの主張 平成19年7月31日答弁書提出 | 総務大臣裁定 平成19年9月21日裁定案諮問、同年11月22日答申、30日裁定 |
|--|--|--|--|
| NTTドコモの区間 におけるサービス の内容 | 日本通信のサービスの提供に必 要な範囲内で自然に決定される もの | ユーザーに対して直接サービスを 提供する責任を負うNTTドコモ がその内容等を決定すべきもの | 〇裁定対象とは認められず、裁定を行わない。 なお、ドコモと日本通信は協議を行い、接続協定に基づく接続条件等 に従った形でのサービス提供を行うことが求められる。 |
| 2 利用者料金の設定 | 「エンドエンド料金」とし、日本 通信が利用者料金を設定 | 「ぶつ切り料金」 | 〇利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用 者料金設定権を認めるのが相当。 |
| 3 エンドエンド料金 とする場合の接続 料体系 | 帯域幅当たり定額制課金 | 仮にエンドエンド料金の場合は、 パケット当たり従量制課金 | 〇帯域幅課金(定額制)を採用することが相当。 なお、具体的な接続料金の算定方式については裁定事項4の問題。 |
| 4 接続料の金額 | 適正原価+適正利潤 算定根拠に関する情報開示と詳 細な検討が必要 | 接続料:原価に基づきパケット単位で計算 | 〇細目協議に至っておらず、裁定を行わない。 協議継続に当たっては、算定方式の合理性の検証が求められ、これに 代入すべきデータについては可能な限り開示すべき。 |
| 5 開発を要する機能、 費用負担等 | ①開発内容・費用が疑問であり、 不合理 ②本件開発項目は移動通信事業 者が当然具備しておくべきもの であるから、NTTドコモが費 用負担すべき | 本件の開発は日本通信の要望に従 うために特別に必要となる開発で あり、費用は日本通信が負担すべ き | 〇細目協議に至っておらず、裁定を行わない。 ただし、費用負担については、接続要望に伴う追加コストである以上、 原則、日本通信において応分負担すべき。また、通信障害等を起こさずに、 全利用者が公平に電波の利用を享受できるようにするMNOの責務に配意。 協議継続に当たっては、開発費用の検証に客観性を確保するとともに、そ の内訳について可能な限り開示すべき。 |

4. 電気通信事業紛争処理委員会による総務大臣に対する勧告

■ <u>総務大臣においては、</u>本件裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、<u>接続</u> 料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

営業費(通信販売奨励金等)の扱い

営業費の一部(通信販売奨励金等)を接続料原価に算入している理由

NTTドコモ

利用者・トラヒックの維持・増加につながる営業費

その支出により、利用者・トラヒックの維持・増加につながり、接続事業者も、

- ■通話先の増加により通話自体が増加し、発信通話料収入の増加が可能
- ■トラヒック増に伴うNTTドコモ接続料単価が低下するメリットを享受可能

新方式移行や周波数再編に伴うユーザ移行のための営業費

ユーザ移行を促進することでネットワークの設備効率向上及び国民の共有財産である電波の効率的利用が促進

KDDI

新規契約獲得に係る営業費

新たな需要を創出するための費用であり、接続事業者も、以下のメリットを享受

- ■新たな通話機会の増大
- ■加入者数の増大によるネットワーク効率の向上(接続料低廉化)

機種変更に係る営業費

(周波数の利用効率化等に係る分として対応端末への変更に係る営業費)

- ■携帯電話システムでは、あらかじめ定められた幅の電波の利用が前提。その 利用効率化等(※)に係るコストは接続事業者に応分の負担を求めるべき。
- 営業費は、周波数利用効率化等のための対応端末の普及に不可欠
 - ※旧システム(ツーカ網)終了(周波数返却)のための新システム対応端末の普及費用、800MHz帯の周波数再編に対応した端末の普及費用)

(投資抑制分として対応端末への変更に係る営業費)

■ネットワークへの投資抑制のためにより効率的な網へユーザを移行させる手 段として不可欠な費用であり、そのメリット(※)を接続事業者も享受

※より効率的なEVDO網対応端末の普及により1X網の投資を抑制(接続料低廉化)

接続料を「設備に係る費用」と捉えた場合、二種指定制度においても、接続料原価に通信販売奨励金や広告宣伝費等の営業費を算入することは適当でない。

欧州委員会のネットワークの外部性に係るコストに関する考え方

**COMMISION STAFF WORKING DOCUMENT EXPLANATORY NOTE accompanying the COMMISION RECOMMENDATION on the Regulatory Treatment of Fixed and Mobile Termination Rates in the EU(2009.5.7)

- ■外部性追加料金を接続料に算入することを適当とする議論は、多くの仮定に基づいている。
- ①着信事業者は、外部性追加料金を請求しなければ、この外部性を享受できる立場にないこと(愛外部性が適用されなくても、加入者の獲得・維持は行う)
- ②着信事業者が超過利益を保有する以上に、着信ネットワークの限界加入者に対する卸着信利益の直接・完全なパススルーが存在(愛どの程度あるかの証拠が不十分)
- ③顧客への普及度合いが、まだ飽和状態(この状態では、ネットワークの外部性は<u>大部分消費</u>)に近づいていないこと(☞市場の発展性に関する証拠が不十分)

ネットワークの外部性には、接続料の上昇を認めるだけの正当な理由が不十分

EUにおける携帯電話接続料の見直し

関連動向等

- ■EUにおいては、接続料原価算定に関する統一的な基準がなく、加盟各国で異なる取扱いが行われていた接続料算定ルールの統一化を図り、もっ て公正競争を促進する観点から、携帯電話接続料の見直しに関する勧告案を08年6月に公表。
- ■08年9月まで実施したパブリックコメントの結果等を踏まえ、09年5月に、最終勧告を公表。

勧告の背景

■加盟国内又は加盟国間において、接続料の算定ルールに、以下のような3つ の不統一性が存在。これが公正競争環境や利用者利益を阻害。

①接続料規制 の適用

コスト指向の接続料算定や会計分離等の義務が課される 事業者と課されない事業者が存在 等

②コストの 算定方法 トップダウンLRIC、ボトムアップLRIC、ベンチマークなどが 混在するだけでなく、各方式内の運用も区々 等

③接続料水準 の非対称性

正当な場合には、事業者間で接続料原価に差異が生じる ことは認められているが、その扱いが適切でない等

携帯電話接続料は、加盟国内で7.5倍の差。固定電話接続料とも9倍の差

勧告の概要

■各国規制庁は、効率的な事業者に生じるコストに基づき、事業者間で対称的 な水準に接続料を設定することが必要。

経過措置等

08年6月 欧州委員会による勧告案の公表 今後3年で約70%のコスト削減を期待 (欧州委員会レディング委員(情報社会・メディア担当)) 08年9月 パブリックコメント締切 ボトムアップLRIC方式以外の他の選択肢も考慮 してもらいたい(ERG:欧州各国の規制庁の代表機関) 08年10月 イタリア: 勧告案に沿ったルール導入を委員会に通知 08年12月 フランス:ボトムアップLRIC方式の採用を決定 09年1月 ルーマニア:勧告案に沿ったルール導入を委員会に通知 09年5月 欧州委員会による最終勧告の公表

経過措置を認める。 ■また、ボトムアップLRICモデル以外の現在費用(current cost)に基

■新規参入事業者には、規制料金の適用について、最大4年間の

づく算定方法についても、今回の勧告の趣旨に合致しているもので あれば、2014年7月1日までは当該方法での接続料設定が可能

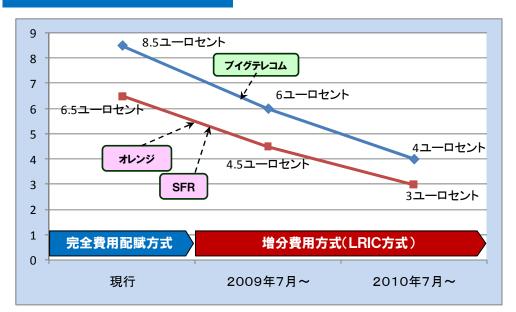
2012年末 まで

■ボトムアップLRICモデルに基づくコスト算定 (アクセス網は2G・3Gの混合、コア網はNGN)

フランスの携帯電話接続料の見直し

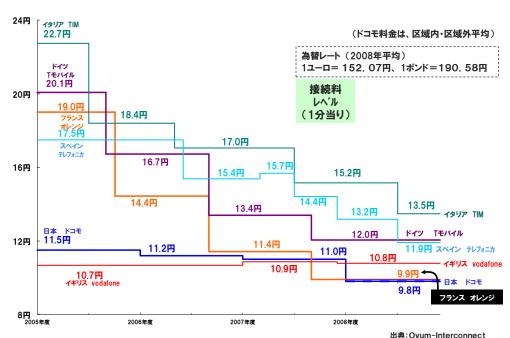
- ■2008年12月、ARCEP(フランスの通信規制庁)は、携帯電話網の成熟化、固定網と移動網の融合の進展、大口プラン(定額料金)の増加といった市場環境の変化を踏まえ、携帯電話接続料の算定方法を増分費用方式に変更することにより、接続料の上限値を大幅に引き下げることを決定。
- ■これは、2009年7月から2010年12月までの接続料の上限値を定めるものであり、これにより、フランステレコムとSFRの接続料(1分)は、現行の6.5 ユーロ・セントから3ユーロ・セントに、ブイグテレコムの接続料(1分)は、現行の8.5ユーロセントから4ユーロセントと半額以下に引き下げられることになる。
- ■なお、各社の経営への影響に配慮して、2009年7月からと2010年7月からの2段階に分けて引き下げを行う激変緩和措置を講じている。

携帯電話接続料(1分当たり)



| | 現行 | 2009年7月~ | 2010年7月~ | |
|---------|------------|------------|----------|--|
| オレンジ | 6.5ユーロ・セント | 4.5ユーロ・セント | 3ユーロ・セント | |
| | (9.9円) | (6.8円) | (4.6円) | |
| SFR | 6.5ユーロ・セント | 4.5ユーロ・セント | 3ユーロ・セント | |
| | (9.9円) | (6.8円) | (4.6円) | |
| ブイグテレコム | 8.5ユーロセント | 6ユーロ・セント | 4ユーロ・セント | |
| | (12.9円) | (9.1円) | (6.1円) | |

(参考)各国の携帯電話接続料の比較



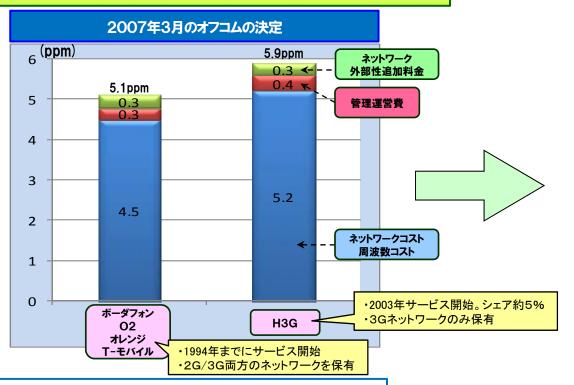
※電気通信事業政策部会・接続政策委員会合同ヒアリング(09.3.6) NTTドコモ資料

※為替レートは、右記NTTドコモが用いたもの(08年平均:152.07円)を採用なお、09年2月末の為替レートは、1ユーロ=124.23円

英国の携帯接続料に関する競争委員会の決定

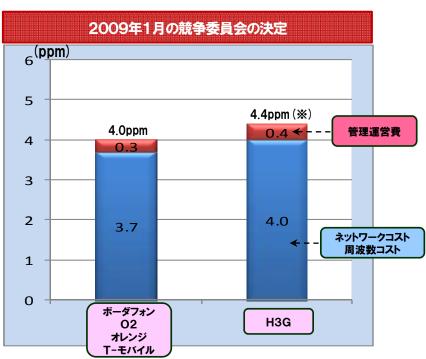
- ■2007年3月、Ofcom(英国の通信規制庁)は、各携帯電話事業者が2010/2011年までに引き下げるべき接続料の水準を決定。
- ■BT及びH3Gが不服申立てを行い、2009年1月、競争控訴審判所(Competition Appeal Tribunal)の付託を受けた競争委員会(Competition Commission)は、周波数コストの算入範囲及びネットワーク外部性追加料金を接続料に含めることを認めたことに関するOfcomの誤りを指摘。

2010年4月~2011年3月の期間に達成されるべき接続料の水準



■携帯電話事業者は、ネットワーク外部性追加料金がなければ、 ユーザを加入させ、又は加入を維持する強いインセンティブを有く するかどうか明らかでない。

ネットワーク外部性追加料金 <u>に</u>関する判断



※競争委員会の計算に誤りがあったとして、後に4.3ppmに修正

■ユーザの加入により追加で発生する費用は僅かであり、着信料 収入がこれを上回る限り、携帯電話事業者は、ネットワーク外部性 → 追加料金がなくても、ユーザを加入させ、又は加入を維持する強いイン センティブを有している。

- ■ネットワークコストの算定に当たっては、LRICを採用。
- ■H3Gは第三世代携帯電話ネットワークのみを保有し、また、サービス開始時期が遅く、マーケットシェアが小さいことから、H3Gのみ異なるネットワークモデルを採用。
- <u>CARS costs</u> (customer acquisition, retention, and service costs。広告やマーケティングに関するコスト、端末コスト、値引き・インセンティブに関するコスト、セールスコスト、カスタマーケアに関するコスト、請求コスト、顧客の不払いに関するコスト)<u>については、接続料原価に算入しない。</u>

- ■NTTドコモ・KDDIともに、「自己資本費用」「他人資本費用」「利益対応税」の合計額を適正利潤としている。
- ■KDDIは、NTT東西の算定方法と同様の方法で「自己資本費用」等を算定している。
- ■NTTドコモは、「レートベース」、「他人資本費用」、「利益対応税」の計算について、NTT東西の算定方法と異なる方法で算定している。

■NTT東西の算定方法(接続料規則第11条~第13条)

他人資本費用

=レートベース×他人資本比率×他人資本利子率(接続料規則§11)

- ■レートベース:(対象設備等の正味固定資産価額×(1+繰延資産比率+投資等比率+貯蔵品比率)+運転資本)×原価の算定期間
- ■他人資本比率:(有利子負債+退職給付引当金)/負債資本合計
- ■他人資本利子率:実績利子率(有利子負債比率×有利子負債に対する利子率+有利子負債以外負債比率×有利子負債以外利子率)

自己資本費用

=<u>レートベース</u>×自己資本比率×自己資本利益率(接続料規則§12)

利益対応税

=(自己資本費用+(有利子負債以外の負債額×利子相当率))×利益対応税率(接続料規則§13)

接続料算定と規制会計との関係

電気通信事業会計の損益計算書の営業費用について、 ■第一種指定電気通信設備制度(実績原価方式の例) 接続会計において管理部門・利用部門の設備区分に帰属 電気通信事業会計 接続会計 網使用料算定根拠 設備区分 営業費 営業費 端末系伝送路 第一種 (電気信号の伝 指定設 運用費 運用費 送に係るもの) 備管理 施設保全費 施設保全費 主配線盤(電気 共通費 共通費 信号の伝送に係 るもの) 対象設備等に係る 管理費 管理費 原 「設備区分別費用明細表に記載された費 . . . 試験研究費 試験研究費 用」の額を基礎として算定 機 . . . 研究費償却 研究費償却 方 能 (接続料規則 § 9) 減価償却費 式 減価償却費 固定資産除却費 固定資産除却費 第一種 指定外県内伝送 指定設

■第二種指定電気通信設備制度

通信設備使用料

和税公課

規制会計と接続料算定は、制度上リンクしていない

NTTドコモ、KDDIともに 電気通信事業会計(PL等) は整理

通信設備使用料

租税公課

ただし、 第二種指定電気通信設備を 設置していることとは無関係

※NTTドコモは、禁止行為等規定適用 事業者として、KDDIは、基礎的電気 通信役務提供事業者として、電気通 信事業会計の整理が義務付け。

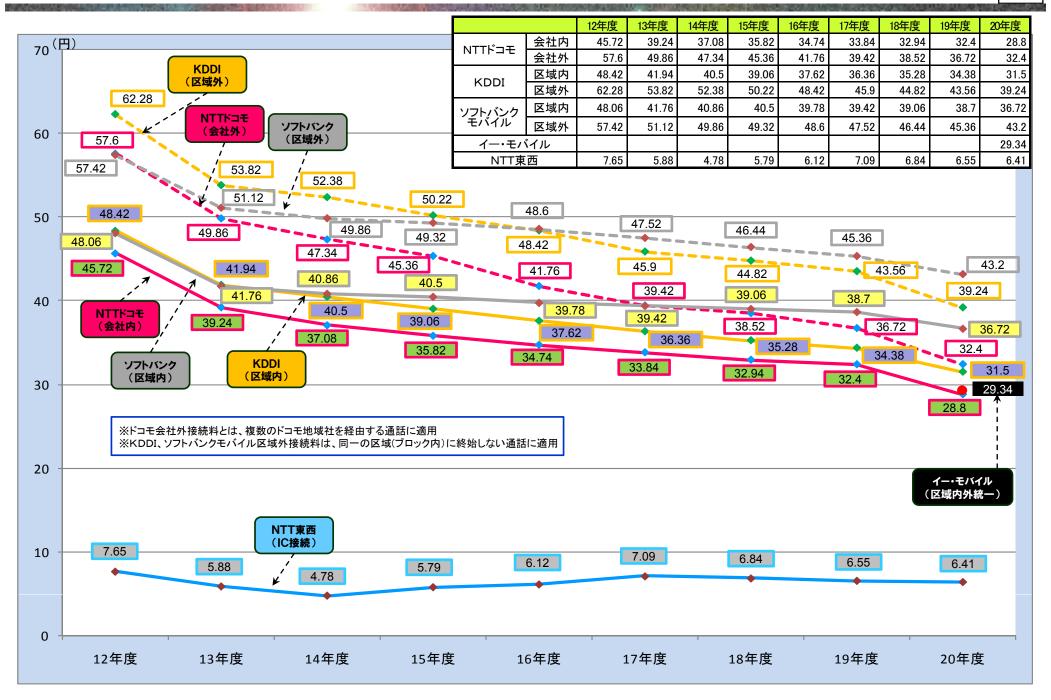


備利用部門

更に、NTTドコモには、 移動電気通信役務損益明細表 の作成が義務付け

NTTドコモの音声通話接続料は、 当該表の携帯電話欄の 営業費用に基づき算定

電話に係る接続料(3分換算)の推移



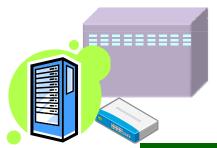
携帯電話の基地局設置に使用される支持柱について

| アングルトラス型 | シリンダー型 | パンザ | コンクリート柱 |
|---|--|--|---|
| | | | |
| 【搭載できるアンテナ数等】 アンテナ搭載:3~6基、マイクロ波アン テナ:0.9mΦ×2基が限度。(風圧、地 質条件によって搭載数は異なる。) | 【搭載できるアンテナ数等】 アンテナ搭載:2~3基、マイクロ波アン テナ:0.9mΦ×1基が限度。(風圧、地 質条件によって搭載数は異なる。) | 【搭載できるアンテナ数等】 アンテナ搭載:1~2基が限度。(風圧、 地質条件によって搭載数は異なる。) | 【搭載できるアンテナ数等】 アンテナ搭載:1~2基が限度。(風圧、地 質条件によって搭載数は異なる。) |
| 【特徴】 L型鋼材を組み合わせた四脚型鉄塔。 鋼材の交差組合により耐荷重・耐風圧等に強い構造。基礎足4本が基本。比較的広い敷地が必要。 地上高約20~40m | 【特徴】 円筒鋼材を接続した鉄塔。 地下埋設物(CR等)により自重重心を 地面の数十cm内に設計された鉄塔。 地上高約15~40m | 【特徴】 鉄板を円筒状に巻き、それを複数繋げた柱。敷地使用面積が小さい。 地上高約10m | 【特徴】 コンクリート柱。借地使用面積がパンザより更に小さい。 地上高約15~20m |
| 【使用例】 主にエリア展開初期に広範囲をカバーするために使用。 地権者や近隣住民等の制限が無い場合などに可能。 コスト高であり、コスト削減の目的から最近では新たな構築事例は少ない。 | 【使用例】 エリア充実を目的に小さなエリアを補完するために使用。 地権者や近隣住民等の制限、景観条例等をクリアーする場合にも用いる。コスト高であり、コスト削減の目的から最近では新たな構築事例は少ない。 | 【使用例】 エリア充実を目的に小さなエリアを補 完するために使用。 建設コストがアングルトラス型・シリン ダー型に比べ安価。エ期も短い。 | 【使用例】 エリア充実を目的に小さなエリアを補完 するために使用。 建設コストがアングルトラス型・シリン ダー型に比べ安価。エ期も短い。 |
| 【共用、補強の可否】 共用の実績あり。 共用する際、強度が不足する場合は構 造再計算を行い、L型鋼材の部分的な 入替補強により対応可。 | 【共用、補強の可否】 共用の実績なし。 既設置アンテナ重量を満たす鉄塔を選 定しており、補強には円筒鋼材の交換 が必要なため建替えが必要。 | 【共用、補強の可否】 共用の実績なし。 既設置アンテナ重量を満たす柱を選 定しており、補強には厚みのある鉄板 への交換が必要なため建替えが必要。 | 【共用、補強の可否】 共用の実績なし。 既設置アンテナ重量を満たす柱を選定し ており、補強には太いコンクリート柱への 交換が必要なため、建替えが必要。 |

固定通信分野のネットワークインフラ利活用に関する措置

固定通信分野におけるネットワークインフラの利活用に関する措置

共用を義務付け(コロケーションルール)



一種指定事業者

▶接続事業者が、接続に必要な設備を建物、 管路、電柱等に円滑に設置できるようにする ため、コロケーションルール(手続・料金)が 整備されている。

設備利用の円滑化を促進



全事業者

▶電柱や管路等については、線路敷設の円滑化を図る観点から、01年に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」が策定されている。

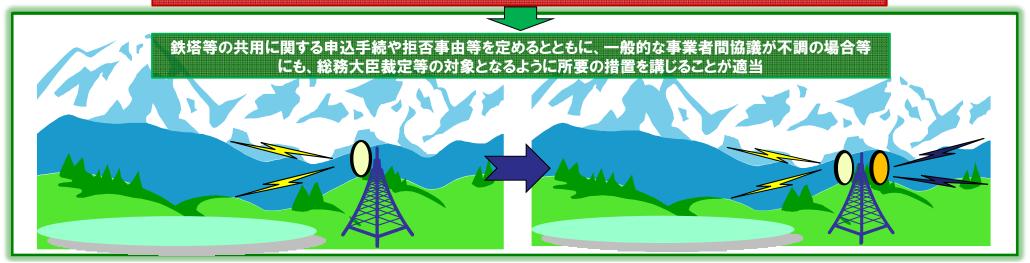
事後的な紛争処理機能の対象



全事業者

➤設備の共用に係る紛争事案については、 総務大臣の裁定や電気通信事業紛争処 理委員会の紛争処理機能の対象とされて いる。

鉄塔等の共用には、上記のいずれの措置も存在しない又は適用が明確でない



第三世代携帯電話に係る周波数の割当てについて

①現在第三世代携帯電話に利用している周波数帯

800MHz帯

NTTドコモ

KDDI

1.7GHz帯

NTTドコモ

イー・モバイル

2 G H z 帯

NTTドコモ

KDDI

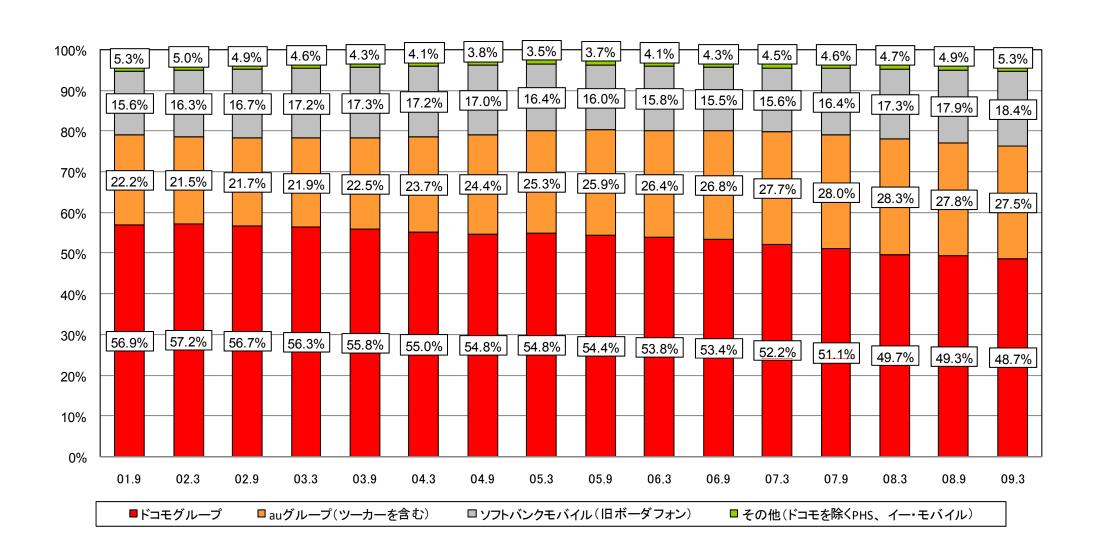
ソフトバンク モバイル

※2012年7月までに再編を完了予定

②第三世代携帯電話に係る周波数割当ての経緯等

- ■2000年3月「第三世代移動通信システムの導入に関する方針」、「第三世代移動通信システムの無線局免許に関する基本的方針」の公表
 - ·使用する周波数帯は、2GHz帯(1.920-1.980MHz及び2.110-2.170MHz)の合計120MHz幅。
 - ・事業者数は最大3とし、事業主体は既存・新規いずれも可能。
- ■2000年6月 免許申請のあったNTTドコモ、KDDI、Jフォン(当時)の3社に対し、第三世代携帯電話の予備免許を付与(3社以外は申請なし。)
- ■2003年10月「周波数の再編方針」の公表
 - ・今後の移動通信システムの高度化・利用拡大に向けて、800MHz帯を含む周波数帯を、移動通信システム用に再編することを検討
- ■2005年2月 「 800MHz帯におけるIMT-2000周波数の割当方針」の決定
 - ・既存事業者(NTTドコモ、KDDI)が使用する細分化された800/900MHz帯の周波数を、2012年までに800MHz帯に移行・集約。
 - ・第三世代移動通信システム(IMT-2000)に新たに割り当てる800MHz帯の周波数については、既存事業者の円滑な周波数移行を考慮し、既存事業者(NTTドコモ、KDDI)に割り当てる。
 - ・ソフトバンクBBが提案する新規事業者にも800MHz帯を割り当てる再編案は、技術的問題点や既存利用者へのサービスに著しい支障。
- ■2005年8月 「 1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針」の公表
 - ・1. 7GHz帯については、新規参入希望者(最大2者)に対して、1844.9MHz-1859.9MHzのうち5MHz幅を割当て
- ■2005年11月 1.7GHzについてイー・モバイル、BBモバイル(現・ソフトバンクモバイル)の特定基地局の開設計画を認定(2社以外は申請なし。)
- ■2006年7月 ボーダフォンの買収に伴い、BBモバイルの開設計画に係る認定を取消し

③今後の周波数割当て

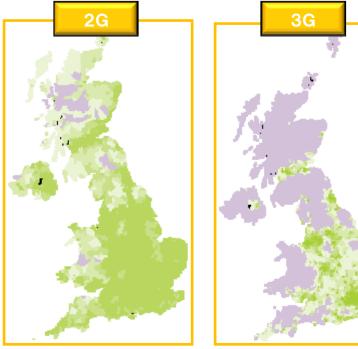


- ■Ofcomは、現在利用している移動通信事業者のカバーエリア外であっても、他の移動通信事業者のカバーエリアであれば、ローミングさせることで、警察や救急などへの緊急通報(電話番号:999番)を可能とする案について、09年3月からパブリックコメントを開始(期間:6月まで)した。
- ■Ofcomは、移動通信事業者等と協議しながら技術的試験を行う予定であり、その結果に問題がなければ、今年中の導入を目指している。

カバーエリアの現状

- ■現在、固定電話よりも、携帯電話からの緊急通報の数の方が多い状況。
- ■しかし、ある携帯電話事業者の加入者は、その事業者のカバーエリアでないと、他の事業者のカバーエリアであっても、緊急通報ができない。

2Gの携帯事業者4社のすべてが利用できるエリアは、2/3に満たない (ウェールズ、スコットランド、北アイルランド)



少なくとも75% のエリアカバーを している事業者 (Postal Code District単位) ■ 5事業者 4事業者 3事業者 2事業者 1事業者 事業者なし

[2008·1Q]

EU加盟国内の状況

1990年代半ばまでは、英国でも、緊急通報に係るローミングを実施



緊急通報機関による いたずら電話・迷惑電話の 量への懸念により中止

現在、EUの25の加盟国(情報提供あり)のうち、 英国のみが、緊急通報に係るローミングができない国

(Communications Committee Implementation of European emergency number 112 –results of the second data-gathering round(January 2009) February 2009)

Ofcom文書「Access and Inclusion」(18.3.2009)

- ■緊急通報に係るローミングができないことは、重要なサービス上の空白
- ■公共の安全性や人命救助の可能性を高める観点から、今年末からの導入を予定

政策的課題

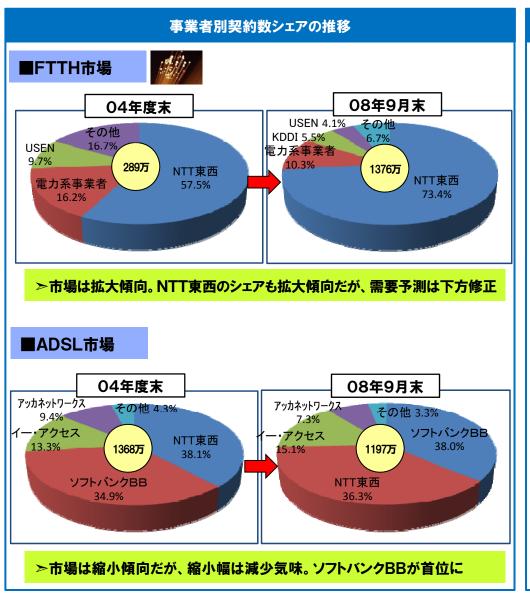
■いたずら電話・迷惑電話の問題 等 (ドイツでは、SIMフリー端末からの緊急通報に係るローミングは、 今年末に中止することを提案中)

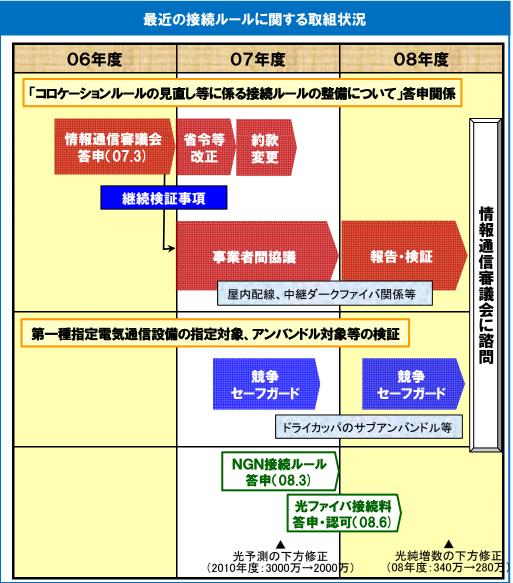
技術的課題

■緊急通報に係るローミングの導入方式

固定ブロードバンド市場について

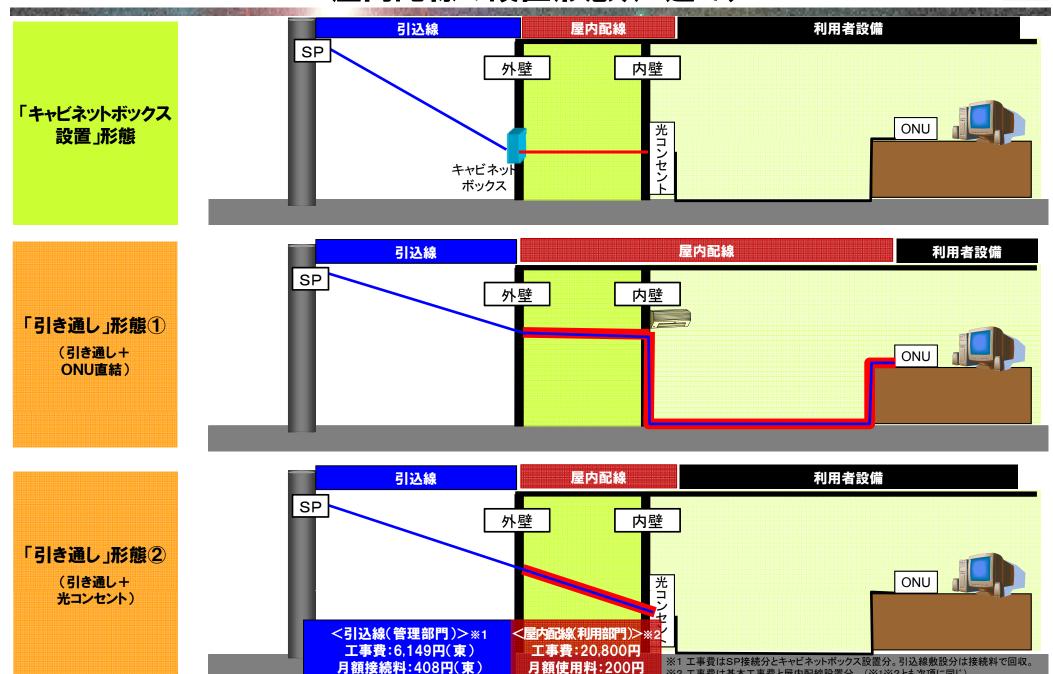
■07年3月付情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」に基づき、屋内配線等の個別ルールについて 検証するとともに、競争セーフガード制度の運用の中で、第一種指定電気通信設備制度の指定対象・アンバンドル対象等の検証を実施。



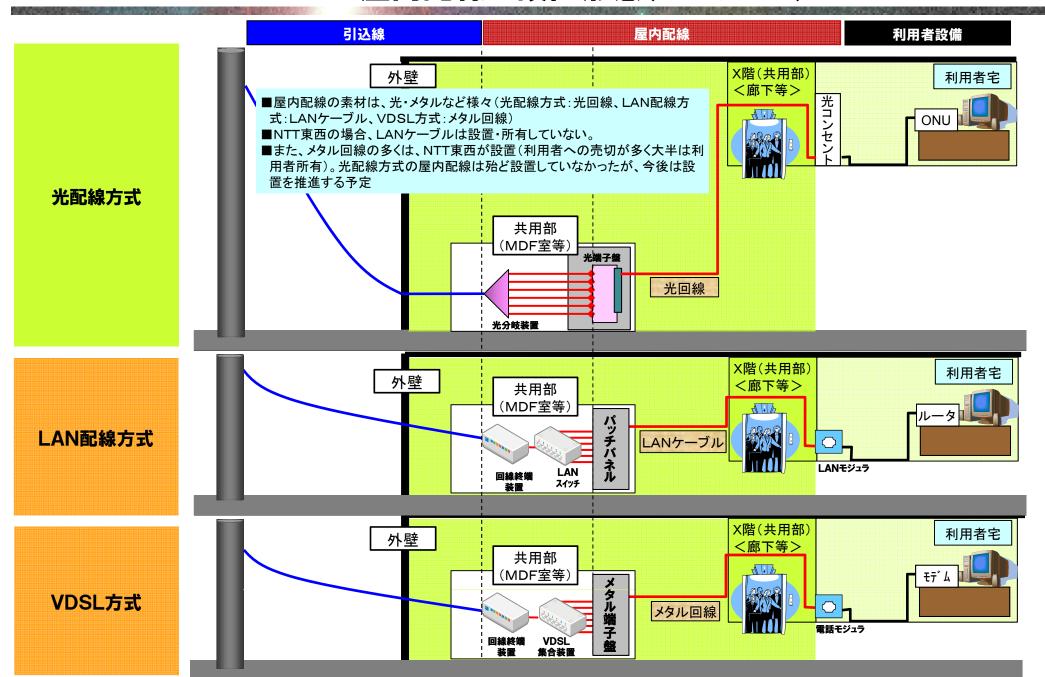


※2 工事費は基本工事費と屋内配線設置分。(※1※2とも次項に同じ)

屋内配線の設置形態(戸建て)



屋内配線の設置形態(マンション)



フランスの光ファイバ網の終端部分の共用について

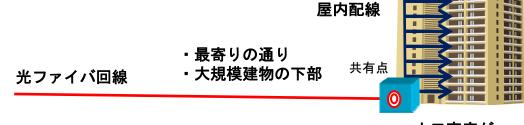
- ■フランスでは、光ファイバの普及促進を目的とした「超高速ブロードバンド・アクションプラン」(2006年11月)に基づき、2012年までに400万世帯以上がFTTHが利用可能となることを目標にしている。
- ■そのような状況の中、2008年8月、経済近代化法が制定され、通信分野では、光ファイバの普及促進に関する施策として他事業者分の屋内配線の設置等の取扱いについて盛り込まれるとともに、同年10月、ARCEPは、「光ファイバ網終端部分の設置・共有に関するパブリックコメント」(2008年5月実施)の結果を踏まえて、「光ファイバ網終端部分の共有に関する勧告」を発出した。概要は以下のとおり。

〇屋内配線

- ■新規に屋内配線を設置する「建物内事業者」は、他事業者の要望がある場合は、共有点からユーザー宅までの、他事業者分を含む屋内配線の設置、運用、保守を行う。
- ■2010年以降、新規に建築される建物に関しては、屋内 配線の事前引き込みが建物所有者に義務付けられる (2010年中は25戸以上の建物が対象)。

〇共有点

- ■<u>建物内事業者及び他事業者は共有点までの光ファイ</u> バ回線を設置する。
- ■複数事業者による効果的な屋内配線の設置のために、 建物内業者が共有点に接続箱を設置する。接続箱は、 3~4事業者が必要とする数の接続が可能な容量と されており、選択技術に関わらず、どの事業者も接 続可能でなければならない。
- ■共有点は通常、公共の場所(ストリート・キャビネット、地下ボックスなど)に設置され、場合によっては私有地(事業者の局舎など)に設置される。共有点の設置場所は、人口密度や建物の種類に依存し、人口密度が低くなるにつれ、建物から遠くなる。



接続箱 人口密度が 高い都市

大通り等建物か ら離れた場所

光ファイバ回線

共有点

0

接続箱

屋内配線

. _

建物から 相当程度離れ 光ファイバ ^{た場所}

接続箱

回線

共有点

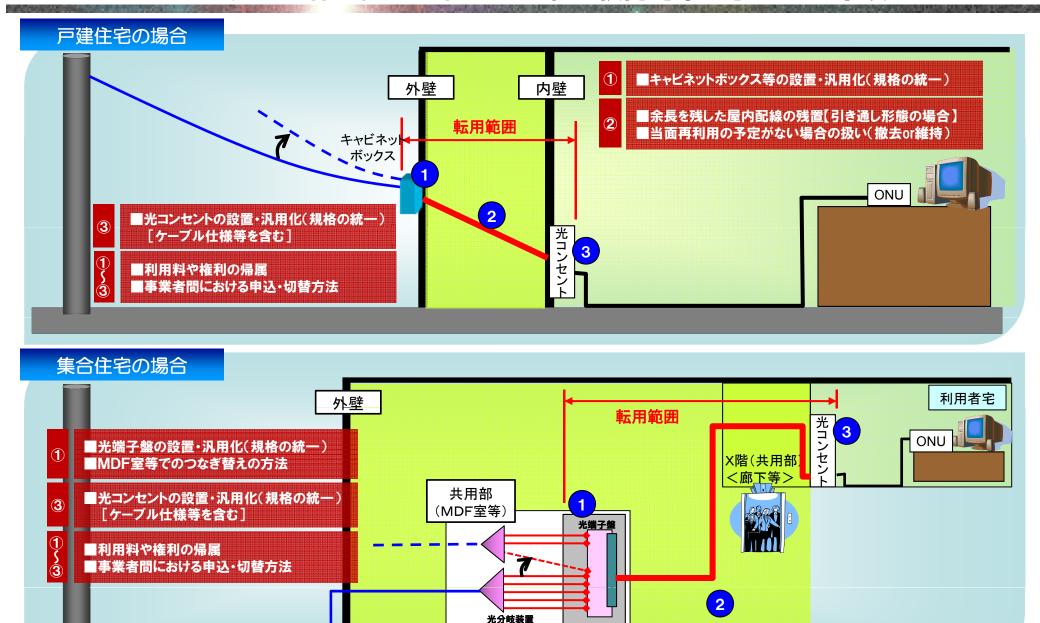
屋内配線

人口密度が平均 的な都市



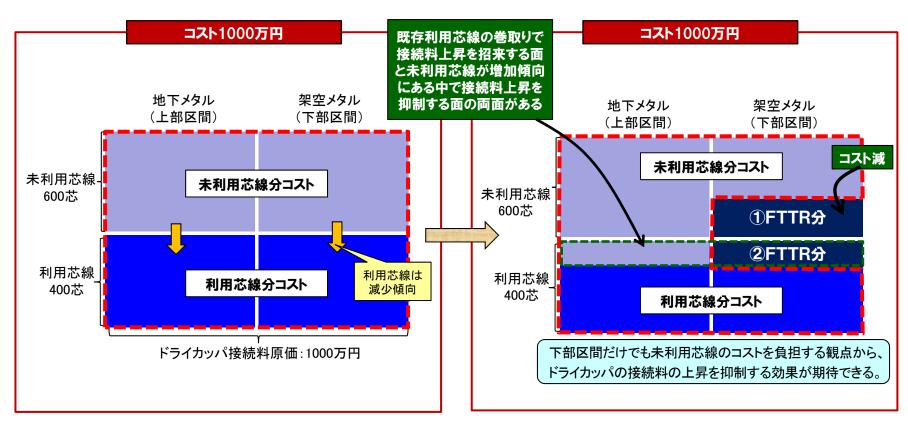
戸建住宅・ルー ラル地域など

屋内配線の転用に際しルール化の検討対象と考えられる事項



ドライカッパのサブアンバンドルの接続料水準への影響

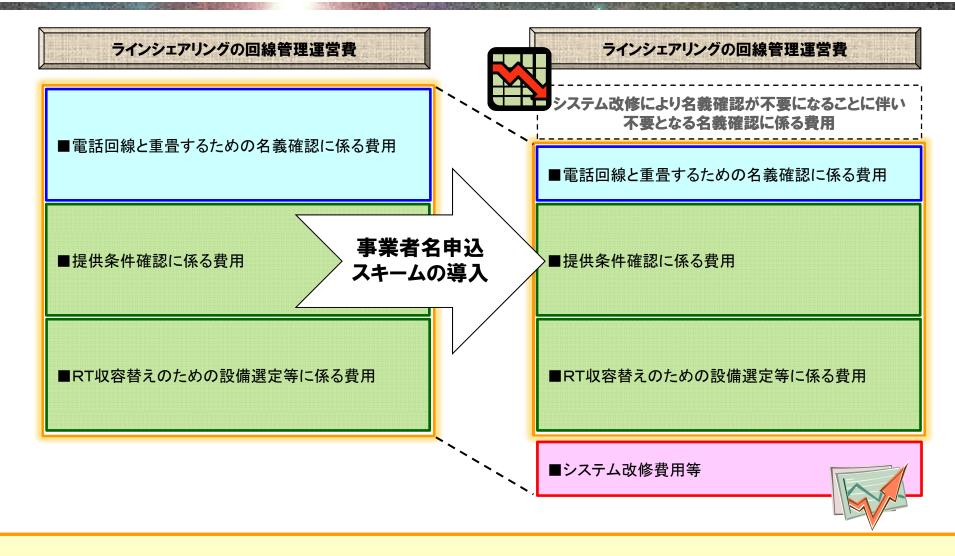
ドライカッパの サブアンバンドル の接続料水準 への影響 (FTTR分に対応する 上部区間のコストを ドライカッパ接続料 原価に算入する場合)



- ■FTTRには、以下のようなドライカッパ接続料の上昇を抑制する効果が期待可能
- ▶未利用芯線となっているメタル回線を利用して提供される場合、下部区間のコストだけでも、ドライカッパ接続料の原価から控除され、FTTRの接続料原価に算入される。
- ▶現在利用中のメタル回線を巻き取って提供される場合、「割り勘要員」を減少させる面がある一方で、上部・下部区間ともに未利用芯線コストになる可能性のある芯線について、下部区間だけでもFTTRの利用によりコスト負担が継続される。
- ■さらに、現在FTTH市場でNTT東西のシェアが継続的に高まっている状況の中で、FTTx市場での競争促進手段としての役割や、過疎地等でのブロードバンドサービス提供手段としての役割も期待し得ることにかんがみれば、FTTR提供コストの負担軽減に資するドライカッパのサブアンバンドルを行うことが適当。

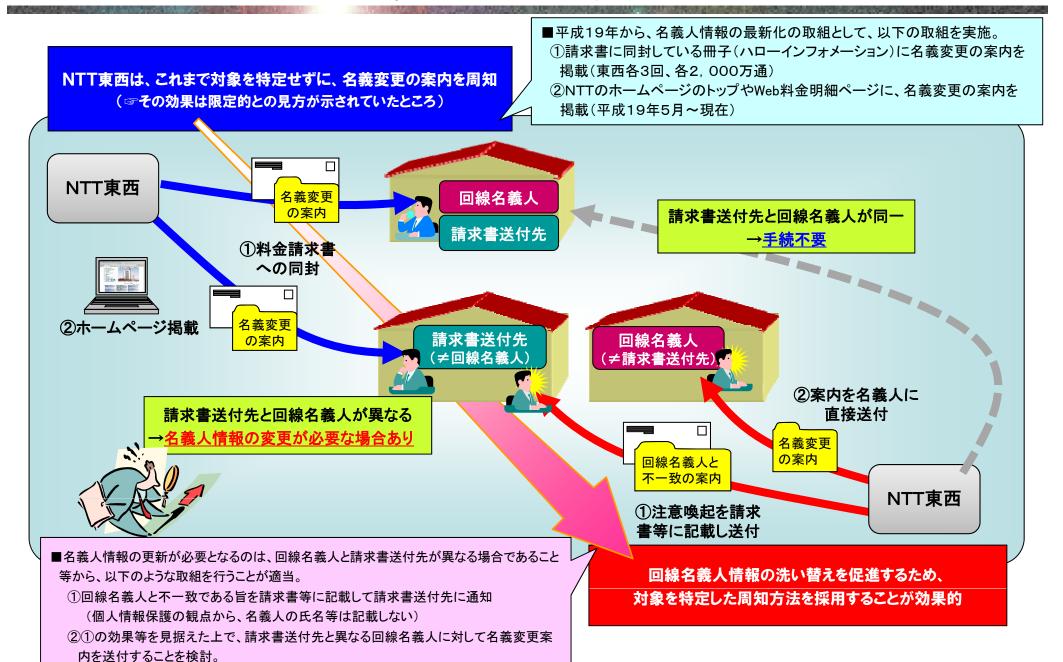


システム改修費用等の扱いについて



- ■事業者名申込スキーム導入による費用の増減について、NTT東西の試算によると、全事業者の利用を想定すると、3~4年、当該スキームの利用を希望する事業者のみの利用を想定すると、5~6年でコストの増分と同水準になるとの結果が示された。
- ■この点、短期間で市場退出する事業者は、コスト増をコスト減で回収できないことになるため、DSL事業者の中でも、今後の事業計画に差異があることを想定すると、事業者名申込みスキームを利用する事業者か否かによって、回線管理運営費を区別して設定することが、事業者間の公平性確保の観点から適当。

名義変更案内の周知方法について



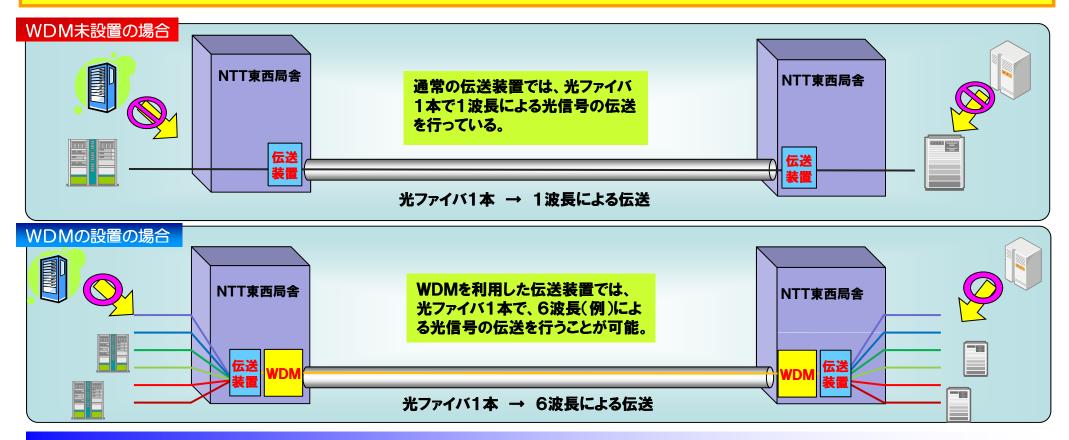
加入電話契約者(回線名義人)の契約関係について



| NTTの電話サービス契約約款(抜粋) | 加入電話契約についての考え方 | |
|--|--|--|
| ■第70条 契約者は、基本料金の支払いを要します。 ■第71条 契約者は、次の通話について、通話に関する料金の支払いを要します。 1 契約者回線から行った通話 (その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。) 支払いを要する者 その契約者回線の契約者 | ■支払いを要する者は「その契約者回線の契約者」とされており、契約者回線の契約者以外の が通話を行ったとしても、あくまで加入電話契約者に料金の支払義務がある旨が規定されてい ■1回線ごとに1の加入電話契約、契約者は1人に限るとされている。 | |
| ■第8条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の加入電話契約を締結します。この場合、加入電話契約者は、1の加入電話契約につき1人に限ります。 | | |
| ■第24条 加入電話契約の解除(略) ■第58条 利用中止(略) ■第59条 利用停止(略) | - ■回線名義人の死亡及び名義変更等については、加入電話契約の解除、利用中止及び停止事項 | |
| ■別記2 加入電話契約者の地位の承継 (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により加入電話契約者の地位の承継があったときは、相続 人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属電話サービス取扱所に届け出てい ただきます。 | ■回線名義人の死亡及び名義変更等については、加入電話契約の解除、利用中正及び停止事場として規定されていないが、加入電話契約者の地位の承継及び加入電話契約者の氏名等の変更の届出については規定されている。 ■電話加入権の譲渡については、NTT東西の承認が必要とされている。 | |
| ■第21条 電話加入権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。 | | |
| ■別記3 加入電話契約者の氏名等の変更の届出 (1) 加入電話契約者は、次の場合には、そのことを速やかに所属電話サービス取扱所に届け出ていただきます。 ア 加入電話契約者の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったとき。ただし、その変更があったにもかかわらず所属電話サービス取扱所に届出がないときは、第24条(当社が行う加入電話契約の解除)及び第59条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。 | ■請求書の送付先は、住所又は居所と並列的な形で規定されている。 ☞ 請求書の送付先が、加入電話契約者の住所等と同一でないことも予定している。 | |

WDM(波長分割多重方式)について

■ WDM(波長分割多重方式)とは、異なる波長の光信号を光ファイバに重畳させることにより、複数の波長による光信号の伝送を可能とするもの。光ファイバの設置芯線数の少なく、空き芯線の無い地方部等での利用が要望されている。



■WDMの利用に関する考え方

既設WDMの 利用

■WDM装置の既設区間については、1芯を波長分割した結果として空き波長が生じている場合があるとも考えられるが、ネットワークインフラの利活用を図る観点から、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当。

WDM未設置 区間での利用

■WDM装置の未設区間については、WDM装置の既設区間の利用状況等を踏まえてWDM装置に対する実需要を把握することが必要であることから、現時点でWDM装置の設置を義務化することは適当ではない。ただし、Dランク区間でのネットワーク構築の可能性を高める観点から、代替手段のコンサルティングの対象にWDMの設置を含めるようにすることが適当。

異経路構成の確認・保証の手段

①経路情報の事前開示



▶接続事業者にとって、ネットワークの冗長構成が事前に確認できるため、サービスの安定的な提供を確保される。

■まず、経路情報の事前開示については、経路情報のデータベース化が必要であり一定のコストを要することとなり、経路情報の開示には、セキュリティ上の問題が懸念されるため、他に同等の効果が得られる代替的な手段がある場合は、経路情報を開示することが必須とまでは言えない。

②異経路構成の確認



▶経路情報の事前開示は行わないが、 接続事業者の要望に応じて、個別に経 路の冗長構成が確保できているかどう かを確認する。

■異経路構成の確認については、現在、NTT東西が事業者の個別の要望に応じて実施しているが、当該調査は任意に行われているものであり、その手続・費用等が定められていないため、これらを接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当。

3 異経路構成の保証

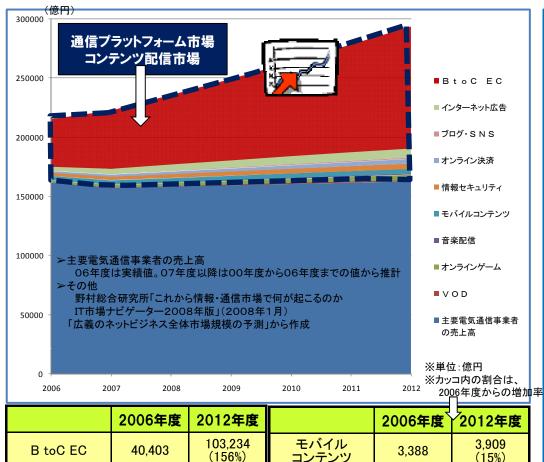


➢経路の冗長構成を確認するだけでなく、 確認後も継続して冗長構成が確保されることを保証する。

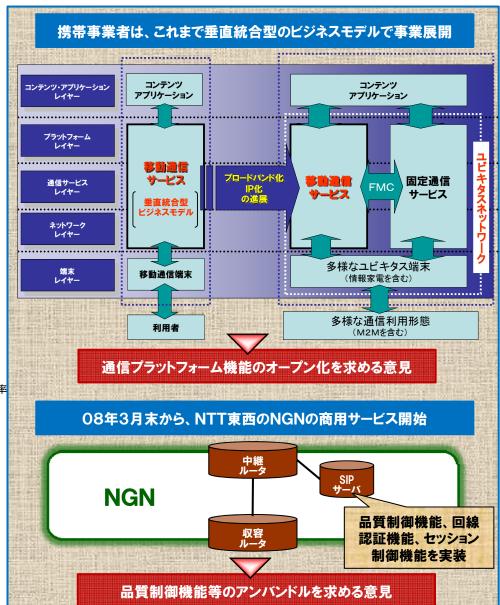
■異経路構成の保証については、支 障移転等が生じた時点で、過去に異 経路構成の確認を行った事業者に対 して、その旨を通知する取扱いを行 うように接続約款上措置することが 適当。

通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場について

■モバイル市場・固定ブロードバンド市場が成熟化する中で、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場は、今後の市場規模の拡大が予測されている。



| | 2006年度 | 2012年度 | | 2006年度 | 2012年度 |
|---------------|--------|-------------------|-------------------|---------|-------------------|
| B toC EC | 40,403 | 103,234 (156%) | モバイル コンテンツ | 3,388 | 3,909 (15%) |
| インターネット 広告 | 3,630 | 7,844 (116%) | 音楽配信 | 242 | 880 (264%) |
| ブログ・SNS | 88 | 947 (976%) | オンライン ゲーム | 1,530 | 4,580 (199%) |
| オンライン 決済 | 1,464 | 3,924 (168%) | VOD | 337 | 978 (190%) |
| 情報 セキュリティ | 2,843 | 4,822 (70%) | 主要電気通信事 業者の売上高 | 161,741 | 162,863 (0.7%) |



通信プラットフォーム機能のルール化

<要望>○○機能の利用について接続ルールの対象にしてもらいたい

接続ルールの対象とするためには・・・」

①当該機能を提供する設備が第二種指定電気通信設備であることが必要

Point 1

当該設備が、第二種指定電気通信設備ではない場合

当該機能を提供する設備が、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備(第二種指定電気通信設備)に該当するか。

②加えて、当該機能が接続料設定の対象機能となっていることが必要(料金が発生する場合)

Point2

接続料が設定されていない場合

第二種指定電気通信設備に指定された設備であっても、直ちに特定の機能の接続料設定が義務付けられるわけではない。接続料を設定すべき機能としてあらかじめ定めておくことが必要か(☞アンバンドルの仕組みをどう考えるか)。

アンバンドル規制が必要

すべてを事業者間協議に委ねるのは、迅速な事業展開が困難。また、 すべてを紛争処理手続に委ねるのも現実的ではない

アンバンドル規制は不要

事業者間での合意形成が基本。合意形成が図られない場合でも、事 後的な紛争処理で解決する現行の仕組みで十分対応可能

(日本通信等)

(NTTFJE, KDDI)

公式サイトと一般サイトについて

- ■携帯サイトには、携帯事業者が承認を与えた「公式サイト」とそれ以外の「一般サイト」が存在。公式サイトの審査基準は、各携帯事業者が独自に設定。
- ■携帯電話事業者が、公式サイトを運営する事業者に対してのみ提供を行う機能(例:コンテンツ情報料の回収代行等)が存在。

公式サイト

- ・公式サイトとして運営するためには、各携帯電話事業者が設定 する基準を満たした上で、携帯電話事業者に企画書等の提出 を行い、承認を得る必要がある。
- 携帯電話事業者が定めている 基準の一例
 - 利用者にとって分かりやすく、 使いやすいサービスであること。
 - 利用者が安心して利用できる サービスであること。
 - 関係法規に違反するものでな いこと。
 - ・青少年の健全な育成を妨げる ものでないこと。

- 一方で、次のような制限を定め ている事業者も存在
- 携帯電話事業者のビジネスとし ての総合的判断から掲載を断 る場合がある。
- ・コンテンツ提供事業者には安定 的かつ継続的にコンテンツを提 供しうる経営基盤が必要
- 広告掲載は、携帯電話事業者の 定める広告掲載基準を遵守 等

一般サイト

- ・コンテンツ提供事業者が自由にサービス提供可能。
- ・携帯電話事業者は、サイトの内容に関与しない。

携帯事業者ポータルへの掲載

コンテンツ情報料の回収代行

GPS位置情報継続提供不可

コンテンツ情報料の回収代行不可

GPS位置情報継続提供

広告について一定の制限

コンテンツ料につき回収代行利用義務

携帯事業者ポータルへの掲載なし

自由な広告掲載

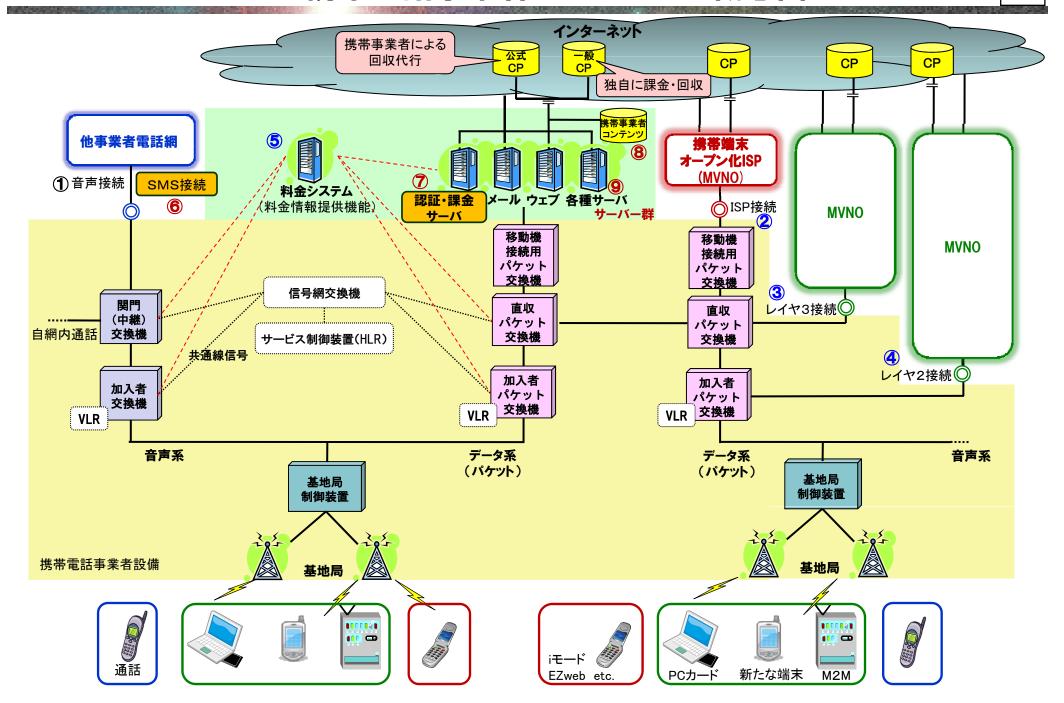
コンテンツ変更に承認必要

コンテンツ変更に承認不要

回収代行の利用義務なし

現在、公式サイトであることと、携帯電話事業者による機能提供が一体化した運用が行われているが、通信プラットフォーム機能の利用の公平性 を確保する観点から、利用者保護の視点も念頭に置きつつ、個別の機能ごとに利用の適否を判断することが必要

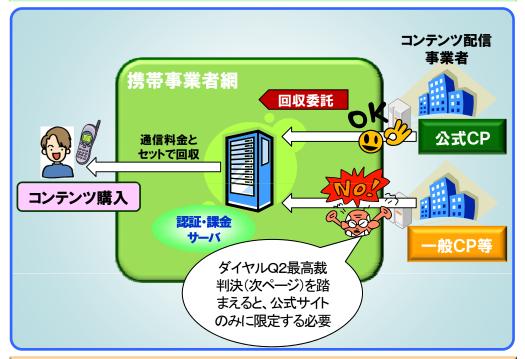
携帯電話事業者のネットワーク概念図



課金機能及びコンテンツ情報料の回収代行機能

①携帯事業者の課金機能・回収代行機能の開放

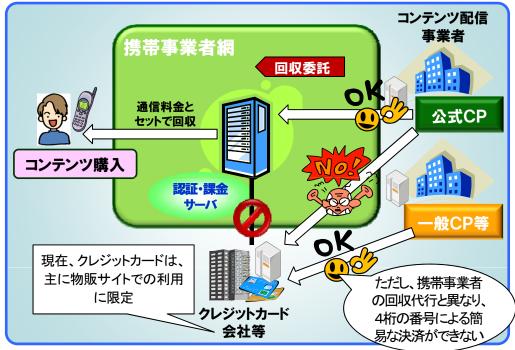
■公式サイトに登録していない事業者(一般サイト)は、コンテンツ情報料について携帯事業者の課金機能・回収代行機能を利用できない。公式サイト登録事業者のみが、これらの機能を利用可能。



- ■携帯事業者による回収代行機能は、クレジットカード等を必要としない簡易な決済手段であり、当該機能の利用の可否がコンテンツ配信事業者の事業展開に重大な影響を与えることから、十分な合理性のある基準に基づき利用の可否を判断することが適当。
- 公式サイトの審査基準には、ダイヤルQ2判決の趣旨に照らし、回収代行機能の提供の判断に必須の基準とは考えられないものも存在するため、公式サイトの事業者のみに、回収代行機能の利用を認める現行の取扱いは、十分な合理性を認めることは困難。

②課金機能・回収代行機能の多様化

■公式サイトのコンテンツ情報料については、携帯事業者の課金機能・ 回収代行機能以外の利用が認められておらず、他の決済手段が利用 できない。



■公式サイト事業者が、携帯事業者自らの回収代行機能以外の利用が認められない ことについて、ダイヤルQ2判決との関連性だけでは合理性を認めることは困難。

携帯事業者の回収代行機能の開放に伴う課題

■ ダイヤルQ2最高裁判決

平成13年3月27日最高裁判所第三小法廷判決 平成7年(オ)第1659号 (通話料金請求事件)

≪要旨≫

平成3年当時に、加入電話契約者の承諾なしにその未成年の子が利用したQ2情報サービスに係る通信料につき、NTTが加入電話契約者に対してその金額の5割を超える部分の支払を請求することが許されないとされた事例。

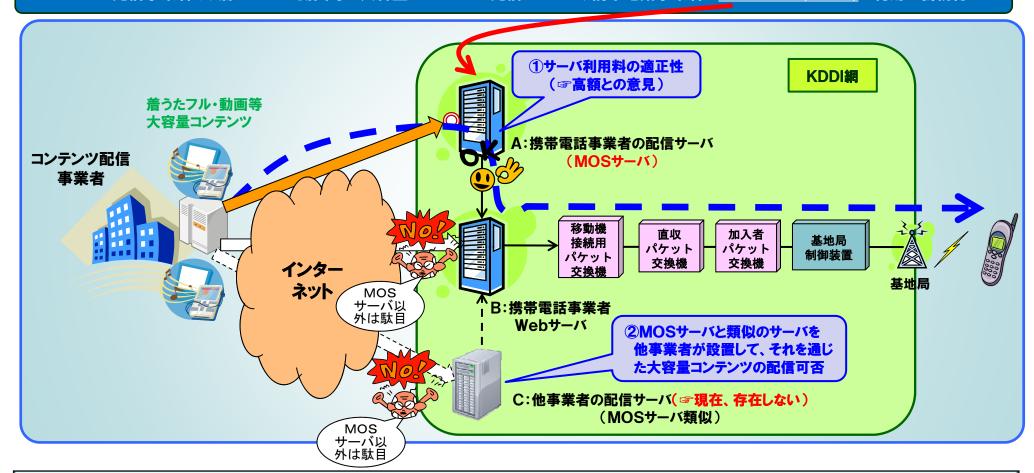
≪判決理由(抜粋)≫

ダイヤルQ2事業は電気通信事業の自由化に伴って新たに創設されたものであり、Q2情報サービスは その内容や料金徴収手続等において改善すべき問題があったとしても、それ自体としてはすべてが否定的評価を受けるべきものではない。しかし、同サービスは、日常生活上の意思伝達手段という従来の通話とは異なり、その利用に係る通話料の高額化に容易に結び付く危険を内包していたものであったから、公益的事業者である上告人【※NTT】としては、一般家庭に広く普及していた加入電話から一般的に利用可能な形でダイヤルQ2事業を開始するに当たっては、同サービスの内容やその危険性等につき具体的かつ十分な周知を図るとともに、その危険の現実化をできる限り防止するために可能な対策を講じておくべき責務があった。というべきである。本件についてこれを見ると、上記危険性等の周知及びこれに対する対策の実施がいまだ十分とはいえない状況にあった平成3年当時、加入電話契約者である被上告人が同サービスの内容及びその危険性等につき具体的な認識を有しない状態の下で、被上告人の未成年の子による同サービスの多数回・長時間に及ぶ無断利用がされたために本件通話料が高額化したというのであって、この事態は、上告人が上記責務を十分に果たさなかったことによって生じたものということができる。こうした点にかんがみれば、被上告人が料金高額化の事実及びその原因を認識してこれに対する措置を講ずることが可能となるまでの間に発生した通話料についてまで、本件約款118条1項の規定が存在することの一事をもって被上告人にその全部を負担させるべきものとすることは、信義則ないし衡平の観念に照らして直ちに是認し難いというべきである。そして、その限度は、加入電話の使用とその管理については加入電話契約者においてこれを決し得る立場にあることなどの事情に加え、前記の事実関係を考慮するとき、本件通話料の金額の5割をもって相当とし、上告人がそれを超える部分につき被上告人に対してその支払を請求することは許されないと解するのが相当である。

携帯事業者の回収代行機能の一般サイトへの開放に当たっては、事業者間の責任関係の明確化や利用者保護等の観点から、一定の合理性を有する基準に基づく審査が行われることが適当と考えられる

大容量コンテンツ配信機能について

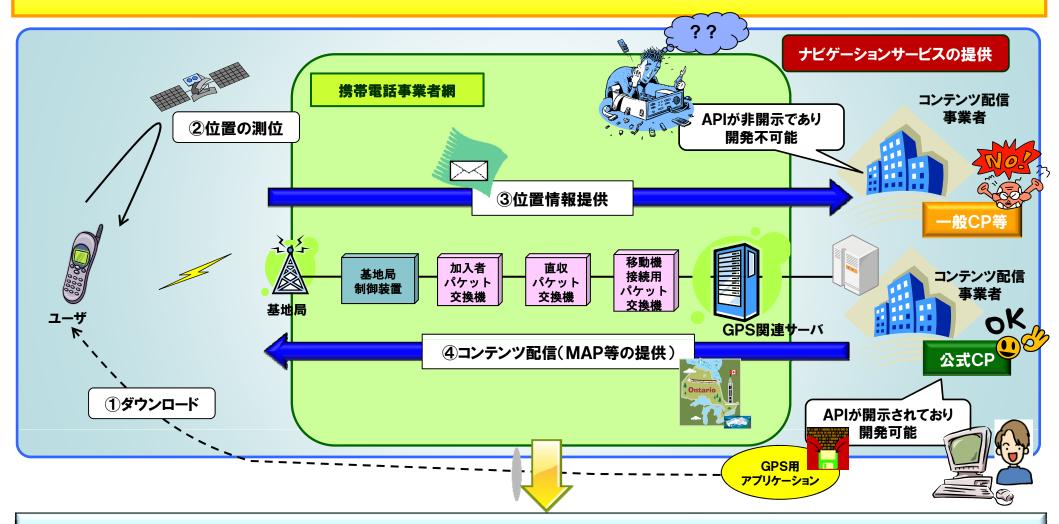
コンテンツ配信事業者は、着うたフル・動画等の大容量コンテンツの配信について、携帯電話事業者のMOSサーバ(KDDI)の利用が義務付け



- ■KDDIが、大容量コンテンツの配信に自社サーバ(MOSサーバ)の使用を義務付けているのは、大容量コンテンツの流通によるネットワークへの負荷への対応及び 違法コンテンツの排除を目的としている一方、他事業者は、そのような配信サーバの限定を行っていない。
- ■MOSサーバは、現在は第二種指定電気通信設備に指定されていないが、大容量コンテンツを配信する際に不可欠な設備となっており、当該設備の利用の適正性・公平性を高めることが必要。
- ■関係事業者間の協議において、KDDIは、MOSサーバの利用料の見直しを検討する考えを示していることから、KDDIの自主的な取組を尊重しつつ、大容量コンテンツ配信機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、事業者間協議の進展状況を注視し、大容量コンテンツ配信機能の多様化を含め、必要に応じて適切な対応を行うことが適当。

GPS位置情報の継続提供機能について

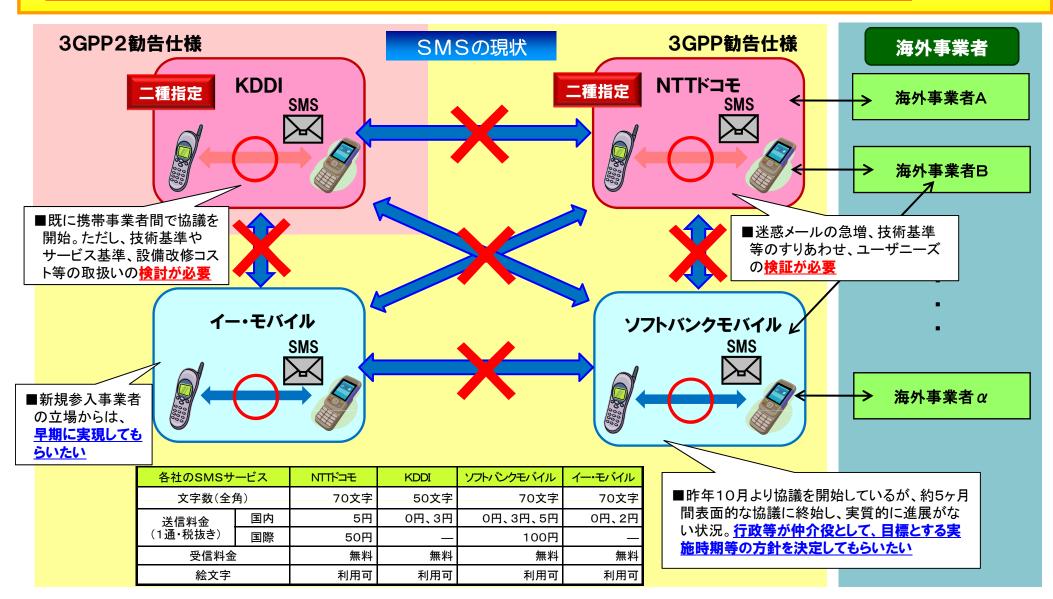
■GPSと連携して測位した位置情報は、ナビゲーションサービス等を行う上で必要不可欠であるが、携帯電話事業者からAPI(Application Programming Interface) を開示してもらいアプリケーションを開発した上で、携帯電話網を通じた位置情報の継続的な取得ができないと、サービスの提供ができないことになる。



■携帯電話事業者は、個人情報保護等の観点から、位置情報の継続提供機能は、基本的に公式サイトに登録した事業者のみに利用可能としている。この点、個人情報保護の措置を講じる一般サイトの事業者に対して、当該機能の提供を認めることについては問題がないと考えられることから、事業者間協議による合意形成を尊重しつつ、当該機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、協議の進展状況を注視し、必要に応じ適切な対応を行うことが適当。

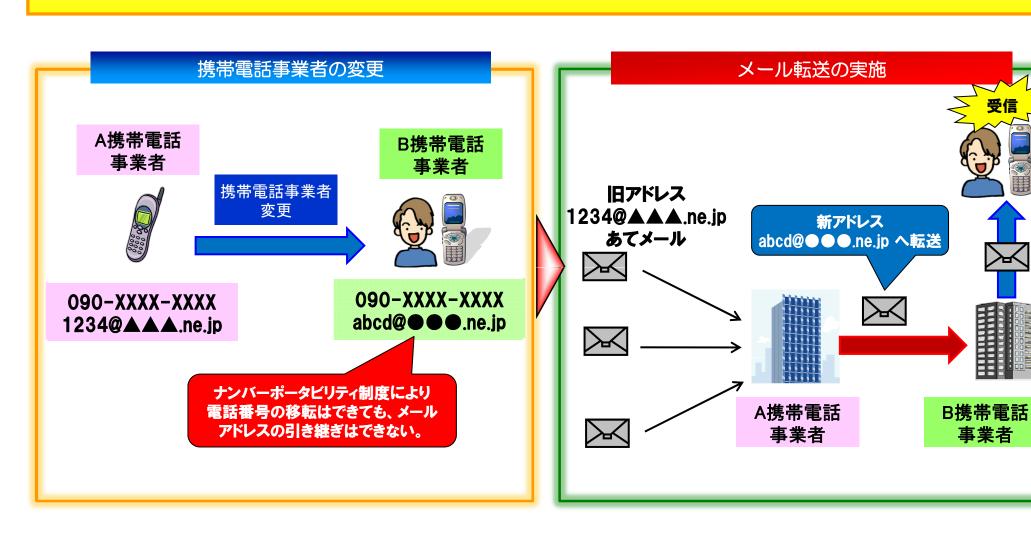
SMS(Short Message Service)接続機能について

- ■SMS(電話番号を用いたメール)については、国内では、同一の携帯電話事業者内のユーザ間においてのみ送受信が可能。
- ■現在、携帯事業者間で、他の携帯電話事業者のユーザとの間でもSMSを可能とするための協議を行っているところであり、<u>事業者間協議による合意形成</u>を尊重しつつ、当該機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当。

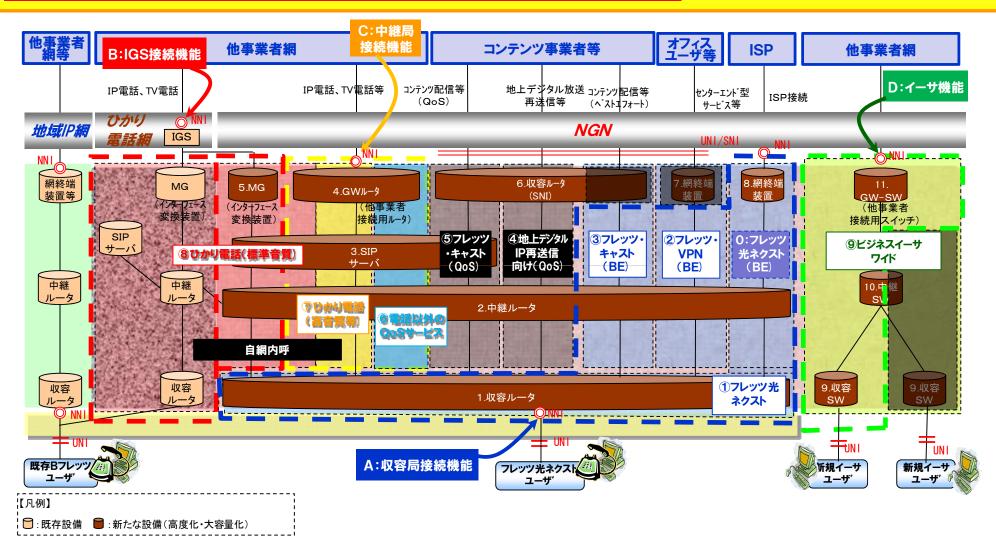


携帯電話のEメール転送機能について

- ■利用者が携帯電話事業者を変更した場合、メールアドレスを引き継ぐことはできないが、携帯電話事業者間で、例えば一定期間メール転送を相互に実施することにより、利用者は変更後の携帯電話端末でメールの受信が可能となる。
- ■携帯電話のEメール転送機能の実現については、携帯事業者間での協議が現在行われているところであり、<u>事業者間協議による合意形成を尊重しつつ、</u> <u>当該機能を「注視すべき機能」に位置付けた上で、事業者のみで定めることが公正競争上問題となる事項の有無を含め、協議の進展状況を注視し、必要に</u> <u>応じて適切な対応を行うことが適当</u>。



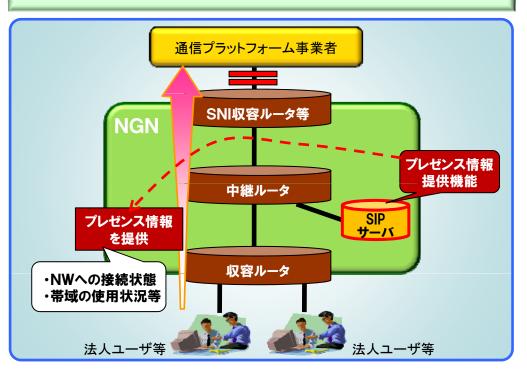
- ■08年3月の情報通信審議会答申を踏まえ、同年7月に関係省令等が改正され、NTT東西のNGN及びひかり電話網は、第一種指定電気通信設備に 指定されるとともに、「A:収容局接続機能」、「B:IGS接続機能」、「C:中継局接続機能」、「D:イーサネット接続機能」の4機能がアンバンドルされた。
- ■<u>他方、回線認証機能等のアンバンドルについては</u>、具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない段階では、その要否の判断は時期尚早とされたが、今後これらの機能を用いたサービスが、サービス競争上重要性を増すと考えられることから、<u>NGNが実装する機能であるかどうかを検証した上で、NGNが実装する機能であれば、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要とされた。</u>



プレゼンス情報提供機能とセッション制御機能

(1)プレゼンス情報提供機能のアンバンドルのイメージ

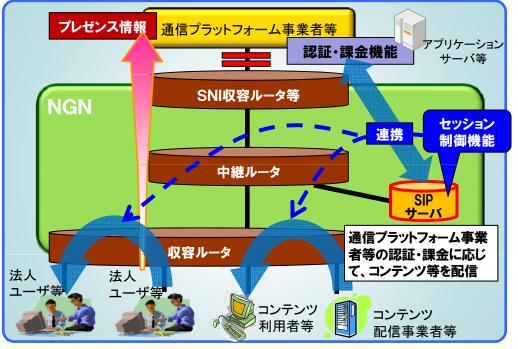
■SIPサーバが保有する法人ユーザ等のプレゼンス情報(ネットワークに接続しているか、帯域に空きがあるか等)を通信プラットフォーム事業者に対して提供する機能



- ■まずは、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議を行い、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当。
- ■総務省においては、上記の要望状況や協議状況等を注視し、SIP サーバで把握可能な情報であれば、他事業者の要望内容について技 術的な困難性や過度の経済的負担が生じないかを改めて確認した 上で、アンバンドルするよう所要の措置を講じることが適当。

②セッション制御機能のアンバンドルのイメージ

■通信プラットフォーム事業者等とNGNのSIPサーバが連携してNGNの2地点間(コンテンツサーバとコンテンツ利用者等)の間にセッションを開くことを可能とする機能



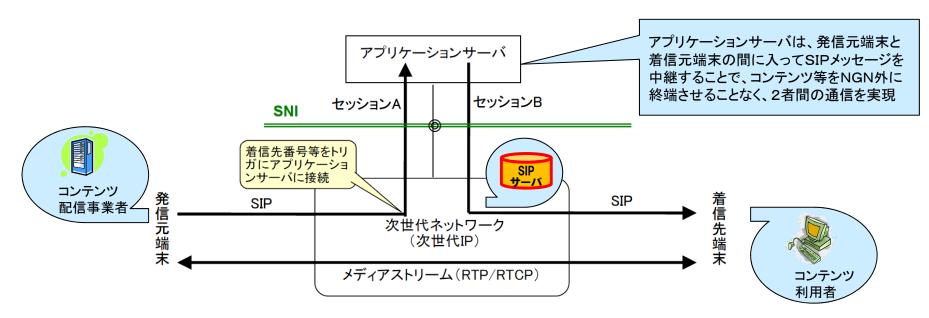
- ■まずは、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議を行い、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当。
- ■総務省においては、上記の要望状況や協議状況等を注視し、他事業者の要望内容について技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないかを改めて確認した上で、アンバンドルするよう所要の措置を講じることが適当。

NTTが公表した技術資料(2006年7月)

- ■2006年7月にNTT持株及びNTT東西が公表した技術資料においては、「メディアを終端しない通信機能について」として、下記のような通信形態を提供することを 前提に、今後実現方式の検討を行うこととされていたもの。
- ■<u>当該形態については、「②セッション制御機能のアンバンドル」の形態に類似</u>しているが、NTT東西においては、現在のところ接続事業者から具体的な要望も上がってきておらず、実現に向けた課題も存在することから、検討を開始していない状況である。

「フィールドトライアル版次世代ネットワークインタフェース資料 - 次世代IP アプリケーションサーバ・網インタフェース(SNI)- (2006.7.21)抜粋

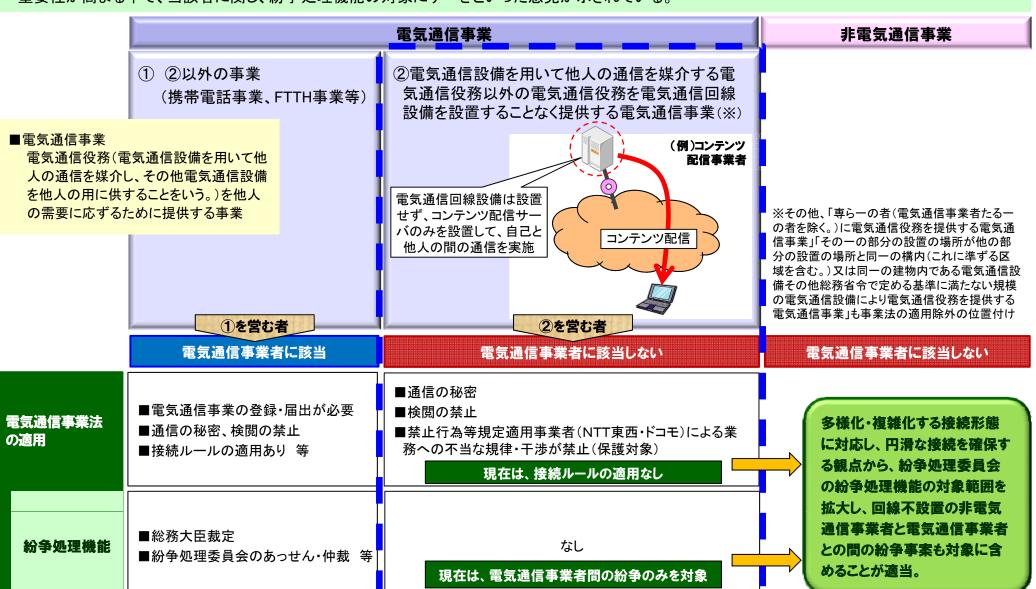
IMS モデル(ITU-T 標準ベース)ではANI(アプリケーション・ネットワーク・インタフェース)として、メディアストリームを終端しないParlay*1 等による形態が想定されているが、現時点ではParlay 等の実装例が少ないため、アプリケーションサーバにSIP B2BUA*2 を適用し、メディアストリームを終端しない通信形態を提供することを前提に、今後、実現方式の検討を行う。



- *1 Parlay:ネットワークに関するサービスやアプリケーションのためのオープンAPI(ApplicationProgramming Interface)の標準化を進める団体であるParlay グループで規定されているAPI を指す。
- *2 B2BUA (Back to Back User Agent): セッションを確立する2 つのSIP-UA の間に入ってSIPメッセージを中継するために、それぞれのSIP-UA に対して自身が SIP-UA として動作するエンティティ。

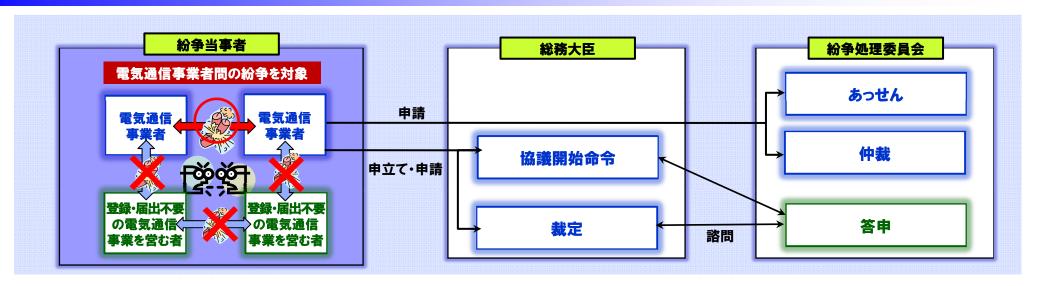
通信プラットフォーム事業者等の事業法上の扱い

- ■コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業は、電気通信事業法の適用除外(一部規定は適用)の電気通信事業に該当(≠電気通信事業者)。
- ■このように、電気通信事業は営んでいるが、現在、電気通信事業者に位置付けられていない者(コンテンツ配信事業者等)の電気通信市場における 重要性が高まる中で、当該者に関し、紛争処理機能の対象にすべきといった意見が示されている。



電気通信事業紛争処理委員会等の紛争処理機能

■紛争処理の仕組み

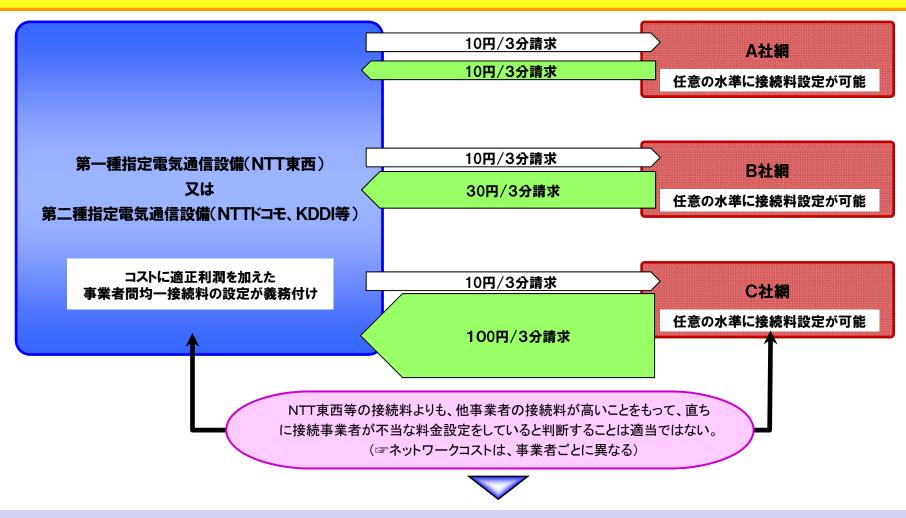


■紛争処理の対象内容

| | 総務大臣 | | 電気通信事業紛争処理委員会 | |
|--------------------|--------|----|---------------|----|
| | 協議開始命令 | 裁定 | あっせん | 仲裁 |
| ①電気通信設備の接続 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②電気通信設備の共用 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③卸電気通信役務の提供 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ④接続用の電気通信設備の設置・保守 | - | _ | 0 | 0 |
| ⑤接続用の土地・工作物の利用 | _ | _ | 0 | 0 |
| ⑥接続用の情報の提供 | _ | _ | 0 | 0 |
| ⑦電気通信役務提供に関する業務の委託 | _ | _ | 0 | 0 |
| ⑧電気通信役務提供のための設備の利用 | - | _ | 0 | 0 |
| ⑨電気通信役務提供のための設備の運用 | _ | _ | 0 | 0 |
| ⑩他人の土地・工作物の使用 | _ | 0 | _ | _ |

指定事業者に対する非指定事業者の接続料水準について

■コストに適正利潤を加えた事業者間均一接続料の設定を義務付けられている事業者(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者)とそれ以外の事業者との間において、接続料の水準に大きな差が発生している場合の取扱いについて問題が提起されている。



- ■現時点において、不当に高額な接続料に該当するか否かの具体的な判断基準を設定することは適当ではない。
- ■本項の問題については、二種指定事業者に係る公正な接続料算定ルールの今後の取組状況をまずは注視した上で、固定通信市場も含め、段階的に対応することが適当。

ビル&キープ方式の概要と課題

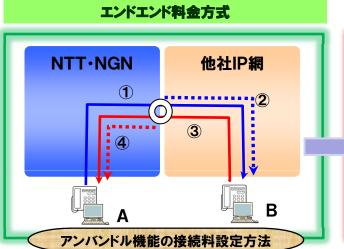
■従来の接続料の設定方式とビル&キープ方式の相違

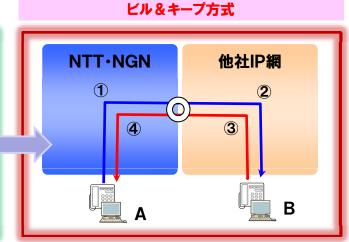
:ユーザ料金設定(NTT)

----:ユーザ料金設定(他社)

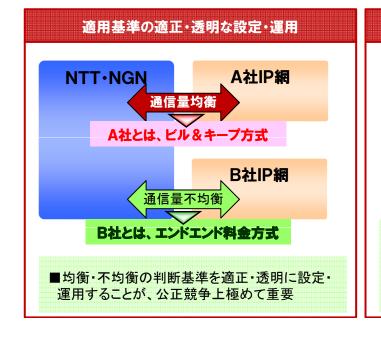
"""":接続料支払(NTT→他社)

"":接続料支払(他社→NTT)

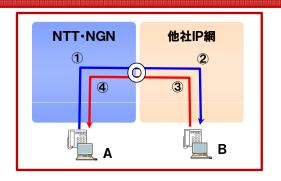




■ビル&キープ方式に関する課題







- ■自網発通信(①・②)のユーザ料金収入だけで、 自網着通信(④)も含めたコスト回収ができるようにすることが必要となる。
- ■この点は、接続事業者の経営面に影響を与えるため、事業者間での十分な検討が必要。

現行の接続制度との関係

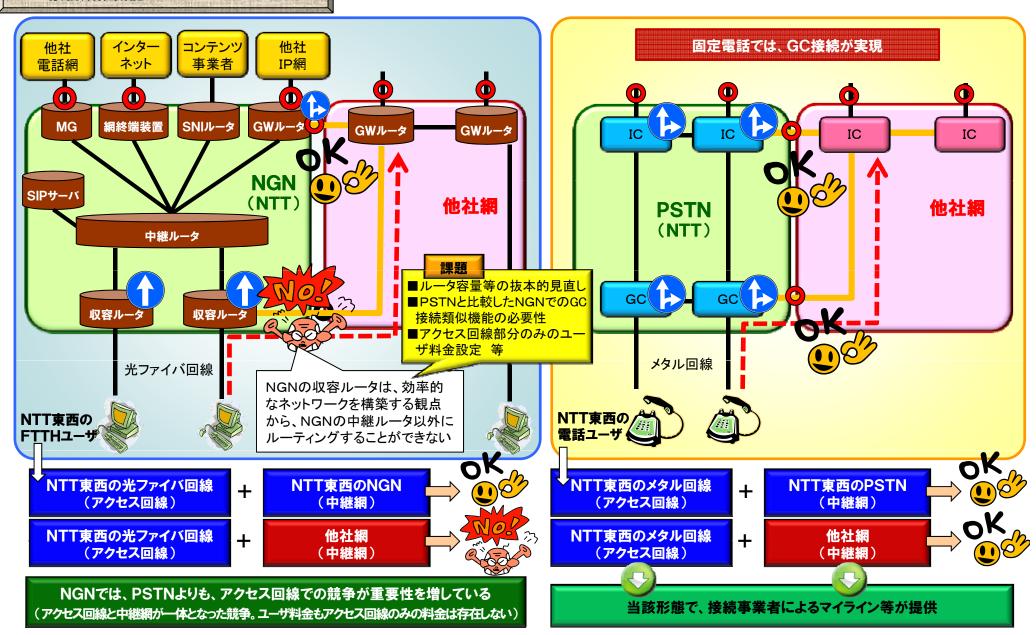
■一のアンバンドル機能で接続料設定方法が異なり得る

NTT・NGN ビル&キープ方式 A社IP網
エンドエンド料金方式 B社IP網
ビル&キープ方式 C社IP網

- ■「コスト+適正利潤」での接続料設定義務付けとの関係
 - ■ビル&キープ方式は、通信料が均衡する事業者同士は、接続料はほぼ同等であり、コストに 適正利潤を加えた接続料を設定しなくてもよい との前提に立った考え方。

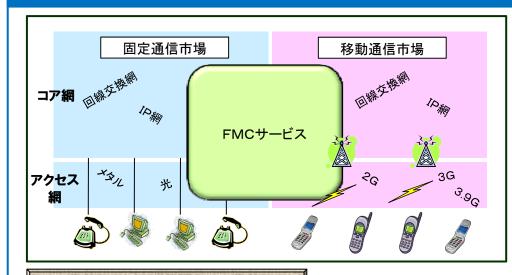
NGNにおけるGC接続類似機能について

GC接続類似機能のアンバンドルのイメージ



今後の接続ルール等を検討する際の視点等

水平的市場統合の進展への対応



ネットワークの融合・統合(差異の希薄化)

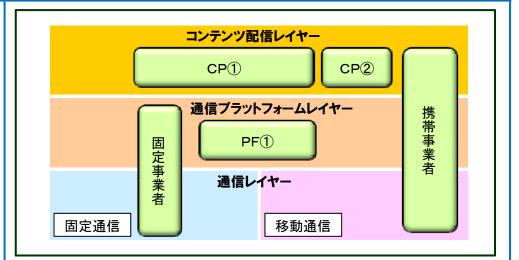
- ■コア網(中継網)については、固定網・移動網ともに、IP化が進展 (NTTグループは、2010年に、固定・移動のフルIPネットワーク基盤構築)
- ■アクセス網については、固定網はFTTH化が進展する一方、移動網は2010年以降順次、3.9G(FTTH並み)の開始が予定。有線・無線の違いはあるが、固定網と移動網の間で通信速度の差異は希薄化

これに伴い、固定・移動の融合型サービス(FMCサービス)の本格的展開が予想

今後の接続ルール等の検討の視点

■今後の指定電気通信設備制度の在り方については、固定市場と移動市場の融合 (水平的市場統合)が進展する状況を念頭に置いて検討を行うことが重要。

垂直的市場統合の進展への対応



ネットワークの高度化等に伴う上位レイヤー事業の多様化

- ■電気通信事業を営むものの、登録・届出は不要(≠電気通信事業者)となる形態 の通信プラットフォーム事業やコンテンツ配信事業等が活発化
- ■他方、通信レイヤーで伝送サービスを提供している電気通信事業者の中には、 通信プラットフォーム事業等を一体的に行っている事業者もおり、上位レイヤー 市場を含めた公正競争環境の整備を求める意見が示されている

今後の接続ルール等の検討の視点

- ■上位レイヤー市場を含めて、通信レイヤーの事業者が垂直統合型で事業展開を行う中で、垂直統合型モデルとの調和も図りながら、上位レイヤー市場で事業展開を行う事業者に着目した公正競争の整備を図る視点が重要。
- ■今後の指定電気通信設備制度の在り方については、共同的・一体的市場支配力や複数の市場にまたがる市場支配力の行使の可能性を念頭に置いて検討を行うことが重要。
- ■市場画定については、①FMCサービスに対応した市場画定の要否、②通信レイヤー市場のドミナント事業者と上位レイヤー市場の関係に着目した市場画定の在り方、 ③競争評価と連動させたEU類似の市場画定手法を採用することの適否について検討することが必要。
- ■共同的・一体的市場支配力等の行使に係る問題について、市場支配力の認定との関係で検討することが必要。
- ■規制内容を各市場の特性や市場ごとの規制根拠等に照らして、個別具体的に検討することが必要。

EUのFMC (Fixed Mobile Convergence)の現状

- ■EUにおいてはFMC(Fixed-Mobile Convergence)サービスに着目した規制を行うべきかについて議論が行われている。
- ■FMCとは、移動と固定のサービスをシームレスにユーザ(顧客)に提供することとされ、例として以下の形態などが挙げられている。
 - ・移動体事業者が規制されたアンバンドルやビットストリームを使用し、固定のアクセスを提供する形態
 - ・固定事業者がMVO(Mobile virtual operator)として、移動体のアクセスを提供する形態
 - ERG(European Regulators Group: EUにおける電気通信に係る規制庁の団体)が公表した「融合に関するポジションペーパー」において、FMCでの通話を、個々の固定公衆電話網上の呼着信(市場3)あるいは個々の移動体電話網上の音声呼着信(市場7)に位置づけるべきか、設問が用意された。
 - ☞ 各国の規制庁から、以下の回答が寄せられている。
 - ①FMCの機能による
 - ②市場3に位置づけるべき
 - ③市場7に位置づけるべき
 - 4)使われている技術ではなく着信側の番号によるべき
 - **⑤市場の動きにより着信市場の扱いは変化しうる**
 - ⑥2つの市場を統合して平均の着信料金を適用すべき
 - ⑦現時点ではFMCの着信市場を定義する必要はないが、結びつきを強めている固定と移動の着信料規制について考慮すべき

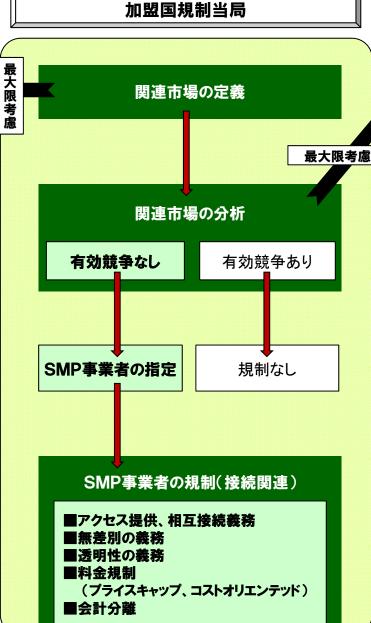
融合に関するポジション ペーパー (ERG・09年3月)

(参考)FMCサービスの構成例

- 1. 端末での融合であり、エンドユーザは2Gないし3Gの端末を使用し、宅内のWi-Fi網ないしDECT(デジタル・コードレス電話)網に接続するが、そのネットワークは端末が移動網にあるか固定網にあるか認識できる。
- 2. 1と同様だが、宅内で2Gないし3Gの携帯端末を使用しないケース。
- 3. エンドユーザの宅内にフェムトセルを設置し、ブロードバンドアクセスでネットワークに接続し、ユーザが宅内にいる場合は固定見合いの料金設定を受ける。
- 4. エンドユーザが「ホームセル」と定義させるセルから接続する際は、固定見合いの料金設定とする。
- 5. モバイルブロードバンドインターネット接続でのVoIP: 携帯の電話番号は使用せず、VoIP提供事業者は、通話が固定と 移動どちらのネットワークから流れてきたものか考慮しない。

EUのSMP(Significant Market Power)規制について

最大限考慮 欧州委員会の関連市場の定義 卸売市場 ■固定公衆電話網上の呼発信 固定 電話 ■個々の固定公衆電話網上の呼着信 ■固定網ネットワークインフラへのアクセス ブロー (フル及びシェアドアンバンドルを含む) でくべ ■ブロードバンドアクセス 専用線 ■専用線の終端 移動体 ■個々の移動体電話網上の音声呼着信 通信 小売市場 固定 ■固定公衆電話網へのアクセス 雷話 (欧州委員会「関連製品・サービス市場に関する勧告」)



欧州委員会のSMP事業者の判断基準

、市場シェアと市場シェア以外の要素を考慮した。 〕上で、総合的に判断

市場シェア

- ■50%超:支配的地位が推定
- ■40%超:通常、支配的地位が発生し得る
- ■25%程度:支配的地位を享受しているとは言えない

市場シェア以外の要素

- ■事業者の総合的な規模
- ■重複困難なインフラの管理
- ■技術的な優位性又は優越性
- ■対抗する購買力の欠如又は不足
- ■資本市場・金融資源の容易又は特権的な利用
- ■財・サービスの多様性
- ■規模の経済
- ■範囲の経済
- ■垂直統合
- ■高度に発達した流通・販売網
- ■潜在的競争の欠如
- ■拡張に対する障壁
- ■市場参入の容易性

※単独支配に関するもの

(欧州委員会「SMPガイドライン」)